

平成 26 年度 事業概要

クリンちゃん



伊丹市環境クリーンセンター

平成 27 年 3 月作成

目 次

		頁
第1章	伊丹市の概要	
	1. 位置と地勢 -----	1
第2章	組 織	
	1. 機構図 -----	3
	2. 職員配置表 -----	4
	(1) 職種別職員数 -----	4
	(2) 年齢構成 -----	5
	(3) 勤続年数 -----	5
	(4) センター勤務年数 -----	5
	3. 事務分掌 -----	6
第3章	予 算	
	1. 平成26年度一般会計予算 構成 -----	7
	2. 平成26年度 清掃関係当初予算 -----	8
	3. 手数料の推移 -----	9
	4. ごみ処理経費の推移 -----	10
第4章	施設・車両	
	1. 管理棟施設 -----	11
	2. し尿処理施設 -----	11
	3. ごみ処理施設 -----	12
	4. 保有車両 -----	13
第5章	ごみ処理事業	
	1. 伊丹市における分別区分の変遷 -----	14
	2. 収集実績量の推移 -----	15
	3. 一般廃棄物処理計画における計画収集量と収集実績の推移 -----	16
	4. 一般廃棄物の総量と処分量の推移 -----	17
	5. 資源化率の推移 -----	17
	6. ごみ処理の流れ -----	18
	7. ごみ処理収支図 -----	19
	8. ごみと資源物の分け方と出し方 -----	20
	9. プラスチック製容器包装の出し方 -----	21
	10. 雑誌・雑多な紙の出し方 -----	22
	11. 在宅医療廃棄物の出し方 -----	23
	12. 地区別収集業者一覧 -----	24

第6章 ごみ減量・再資源化事業

1. 資源回収の推移	31
2. 再生資源集団回収事業	31
(1) 再生資源集団回収奨励金制度実施状況	31
(2) 再生資源集団回収業者補助金制度実施状況	31
3. 廃食用油再生燃料化事業	32
(1) 概要	32
(2) 廃食用油回収量の推移	32
(3) 施設	32
4. ごみ減量等市民啓発事業	
(1) 概要	33
(2) 主な取り組み内容	33
5. 伊丹市ごみ減量等推進協議会事業	
(1) 概要	35
(2) 推進協議会の活動内容	35
(3) 推進員の活動内容	35
(4) 推進協議会会議等の実施状況	35
(5) ごみ減量等推進協議会組織図	36
(6) 事業系ごみの減量化啓発	37
(7) 不法投棄防止対策	37

第7章 し尿処理事業

1. 概説	38
2. し尿収集の推移	38
3. し尿処理手数料	39
4. し尿処理手数料の推移	39
5. 浄化槽について	40
(1) 概説	40
(2) 不適正判定を受けた浄化槽管理者に対する指導事務フロー図	40
(3) 未受検者に対する指導事務フロー図	41
(4) 設置基数の推移	42
(5) 容量別設置基数	42
(6) 生活排水処理図	43
(7) 浄化槽法に関する事務権限の委譲事項	44

第8章 水路清掃事業

1. 概説	45
2. 作業実績の推移	45
3. 土砂等収集量の推移	46
4. 収集残土等処分量の推移	46

第9章	防疫事業	
1.	概説	47
2.	衛生害虫(相談・調査・駆除)業務	47
3.	薬剤散布状況	49
4.	駆除薬剤配布状況	49
5.	害虫駆除状況	49
6.	空き地の適正管理指導業務について	50
(1)	概説	50
(2)	指導フロー	50
(3)	苦情処理状況	51
第10章	業者関係	
1.	ごみ収集委託業者	52
2.	びん・ペットボトル収集委託	52
3.	し尿・空き缶収集委託	52
4.	古紙類・古着・空き缶回収	52
5.	一般廃棄物収集・運搬許可業者	52
6.	浄化槽清掃許可業者及び一般廃棄物(浄化槽汚泥)収集・運搬許可業者	53
7.	豊中市し尿収集運搬業務受託業者	53
8.	一般廃棄物(豊中市の浄化槽汚泥のみ)積卸許可業者	53
第11章	参考資料	
1.	伊丹市廃棄物の処理および清掃に関する条例	54
2.	伊丹市廃棄物の処理および清掃に関する条例施行規則	62
	別表(第6条第3号)粗大ごみ手数料	69
3.	空き地の適正管理に関する事務取扱要領	70
4.	伊丹市草刈機貸出し要綱	71
5.	伊丹市ごみ減量等推進員設置要綱 (クリーンいたみ推進員)	74
6.	伊丹市ごみ減量等推進員設置要綱減量等推進協議会設置要綱 (クリーンいたみ推進協議会)	76

第 1 章 伊丹市の概要

1. 位置と地勢

本市は、兵庫県阪神地域の南東部に位置し、25.09 キロ平方メートルの市域を有している。神戸市から 20km、大阪市から約 10km の圏域にあり、尼崎市、西宮市、宝塚市、川西市、大阪府池田市及び豊中市に接している。

鉄道は、J R 福知山線（伊丹駅、北伊丹駅）と阪急電鉄伊丹線（伊丹駅、新伊丹駅、稲野駅）があり、大阪、神戸および阪神地域の都市と結び、山陽新幹線が市域の南部を東西に通過している。

道路は、国道 171 号が市の中央部を東西に横断し、中国自動車道及び国道 176 号が市域の北部を東西に通過している。

市域の東には大阪国際空港（伊丹空港）があり、J R 伊丹駅より市バスが運行しており、空の便へのアクセスも良い。

地形は、おおむね平坦で、北から南に穏やかに傾斜し、市域の東西には猪名川と武庫川が流れている。

伊丹市の位置



面積	25.09 km ²
人口	197,245 人
世帯数	78,763 世帯

(平成 26 年 4 月 1 日現在)



◇公共交通機関をご利用の場合

●阪急伊丹駅、またはJ R伊丹駅より

伊丹市バス（22番～24番）

＊神津、岩屋方面

→ 東口酒井下車 南へ徒歩約10分

＊神津、岩屋方面（クリーンランド廻り）

→ クリーンランド前下車すぐ

●阪急曾根駅より

阪急バス

→ クリーンランド前下車すぐ

◇お車の場合

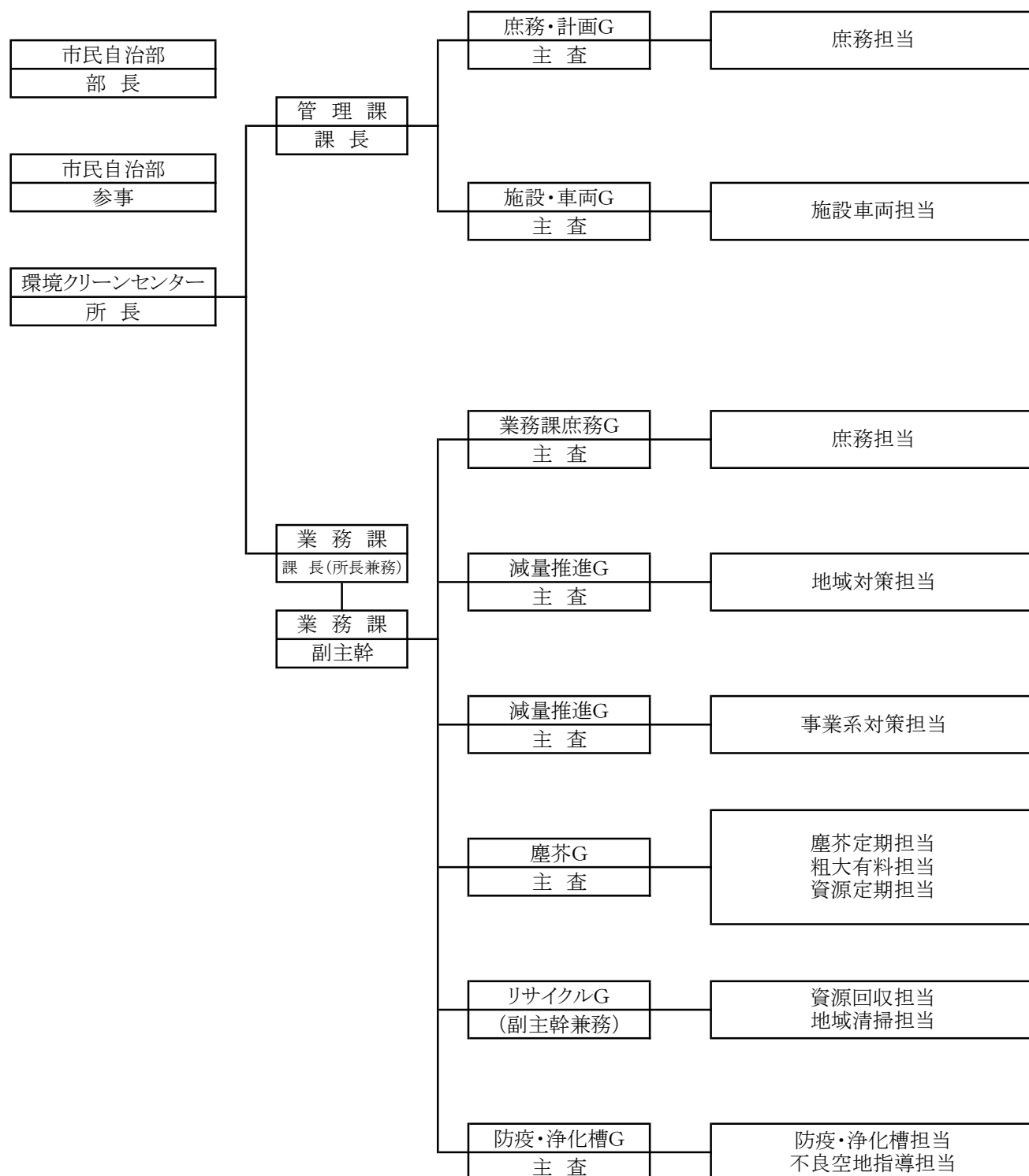
●阪神高速大阪池田線

豊中北ICより約10分

第2章 組織

1. 機構図

(平成26年4月1日現在)



2. 職員配置表

(平成26年4月1日現在)

(1)職種別職員数

所 長	課 名	課 長	副 主 幹	グ ル ー プ	業 務 内 容	主 査	副 主 査	主 任	事 務 職 員	業 務 主 任	運 転 手	作 業 員	再 任 用	嘱 託	臨 時	小 計	合 計
1	管理課	1		庶務・計画G	庶務担当	1		1	1				1		1	5	11
				施設・車両G	施設車両担当	1				1		1		1		4	
	業務課	(1)	1	庶務G	庶務担当	1				1						2	69
				減量推進G	地域対策担当	1				2						3	
					事業系対策担当	1				1						2	
				塵芥G	塵芥定期担当 粗大有料担当 資源定期担当	1				3	14	7			11	36	
				リサイクルG	資源回収担当 地域清掃担当		1			1	7	3	3		2	17	
				防疫・浄化槽G	防疫・浄化槽担当	1				2	1	1	1			6	
					不良空地指導担当						1	1				2	
1		1	1			7	1	1	1	11	23	13	5	1	14	77	80

(2) 年齢構成

平成26年4月1日現在

	～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55以上	計	平均年齢
事 務 系		1		1	3	5	3		13	44.1
業 務 主 任				3	6	2			11	40.9
運 転 手			1	4	14	4			23	42.3
作 業 員			1	2	7	2		1	13	42.2
再任用職員								5	5	62.4
嘱 託 職 員								1	1	64.0
臨 時 職 員	4	7		1			1	1	14	30.0
計	4	8	2	11	30	13	4	8	80	40.7
割合	5.0%	10.0%	2.5%	13.8%	37.5%	16.3%	5.0%	10.0%	100.0%	

(3) 勤続年数

平成26年4月1日現在

	5年未満	5～9	10～14	15～19	20～24	25～29	30～34	35以上	計	平均年数
事 務 系		1	1	3	6	1	1		13	20.2
業 務 主 任				7	4				11	19.0
運 転 手			4	14	5				23	17.4
作 業 員			9	3				1	13	16.0
再任用職員	5								5	2.4
嘱 託 職 員		1							1	6.0
臨 時 職 員	11	3							14	2.2
計	16	5	14	27	15	1	1	1	80	16.1
割合	20.0%	6.3%	17.5%	33.8%	18.8%	1.3%	1.3%	1.3%	100.0%	

(4) センター勤務年数

平成26年4月1日現在

	5年未満	5～9	10～14	15～19	20～24	25～29	30～34	35以上	計	平均年数
事 務 系	5		1	2	5				13	12.7
業 務 主 任				7	4				11	19.0
運 転 手			4	14	5				23	17.3
作 業 員		1	9	3					13	13.3
再任用職員	5								5	2.0
嘱 託 職 員		1							1	6.0
臨 時 職 員	11	3							14	2.2
計	21	5	14	26	14	0	0	0	80	14.3
割合	26.3%	6.3%	17.5%	32.5%	17.5%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	

3. 事務分掌

平成26年4月1日現在

○管理課

- (1) 環境クリーンセンターに係る総合計画および調整に関すること。
- (2) ごみの減量と資源化に係る事業計画の立案に関すること。
- (3) ごみおよび資源物の収集計画に関すること。
- (4) ごみの減量と資源化に係る啓発に関すること。
- (5) 家庭系ごみの調査および研究に関すること。
- (6) 真空式ごみ収集システムに関すること。
- (7) 環境美化および環境衛生問題に係る調査および研究に関すること。
- (8) 伊丹市ごみ減量等推進協議会に関すること。
- (9) 環境クリーンセンターの業務統計に関すること。
- (10) 環境クリーンセンター(し尿処理施設を除く。)の維持管理に関すること。
- (11) 廃棄物処理手数料(し尿処理手数料を除く。)等に関すること。
- (12) 環境クリーンセンター所属の車両の管理および運行に関すること。
- (13) 豊中市伊丹市クリーンランドに関すること。
- (14) 環境クリーンセンター職員の衛生管理および安全管理に関すること。
- (15) 環境クリーンセンター内の職員研修に関すること。
- (16) 環境クリーンセンター内の庶務に関すること。

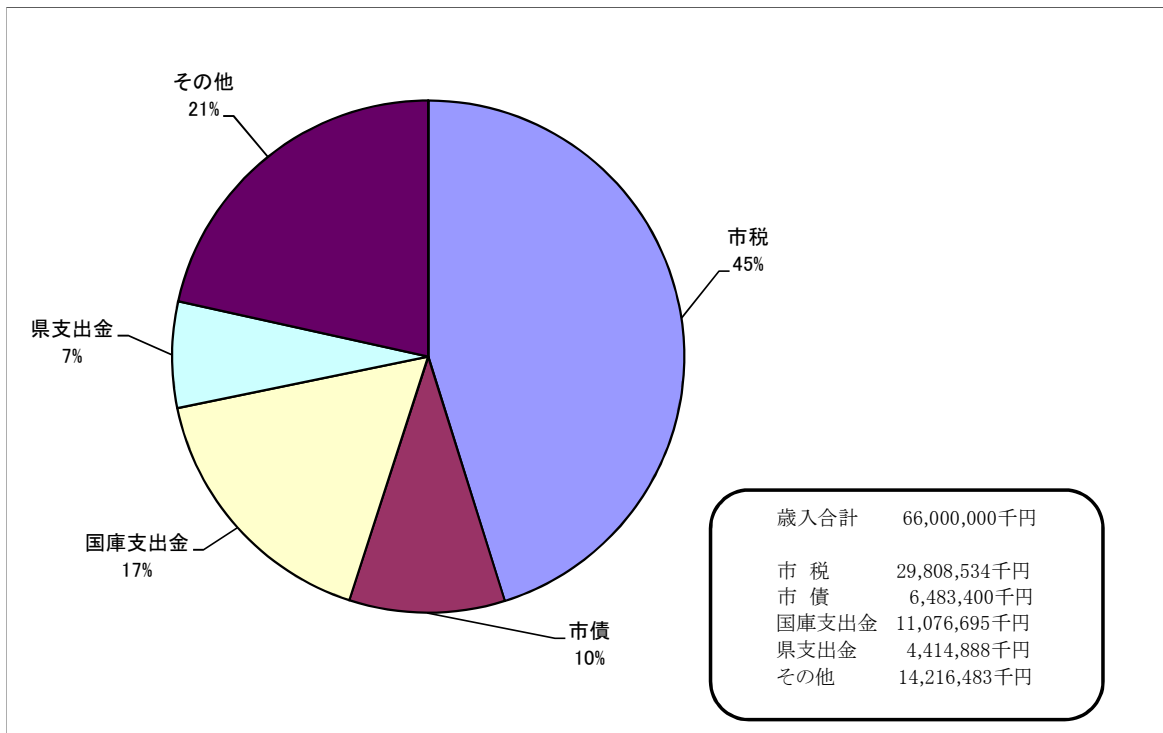
○業務課

- (1) ごみおよび資源物の収集に係る作業計画および実施に関すること。
- (2) ごみの減量と資源化に係る事業計画の実施に関すること。
- (3) 真空式ごみ収集システムの運営に関すること。
- (4) 粗大ごみの収集の実施に関すること。
- (5) 死獣収集の実施に関すること。
- (6) 特定家庭用機器廃棄物の収集等に関すること。
- (7) 廃棄物排出事業所の指導監督に関すること。
- (8) 伊丹市事業系ごみ減量等推進協議会に関すること。
- (9) 事業系ごみの調査・研究に関すること。
- (10) 食用廃油の収集に関すること。
- (11) し尿の収集および処理に関すること。
- (12) 臨時し尿の収集および処理に関すること。
- (13) し尿処理施設の維持管理に関すること。
- (14) 不法投棄およびごみステーションの管理に関すること。
- (15) 廃棄物収集運搬業者等の許可等および指導監督に関すること。
- (16) 浄化槽の設置届出書の受付に関すること。
- (17) 浄化槽清掃業者の指導監督に関すること。
- (18) 浄化槽の設置審査および保守管理に係る改善命令等に関すること。
- (19) 除草対象空地等の指導に関すること。
- (20) 天敵利用に関すること。
- (21) 昆虫そ族の駆除に関すること。
- (22) 防疫計画に関すること。
- (23) 感染症に関する住居等の消毒および防疫に関すること。
- (24) 収集、清掃、防疫等の苦情処理に関すること。

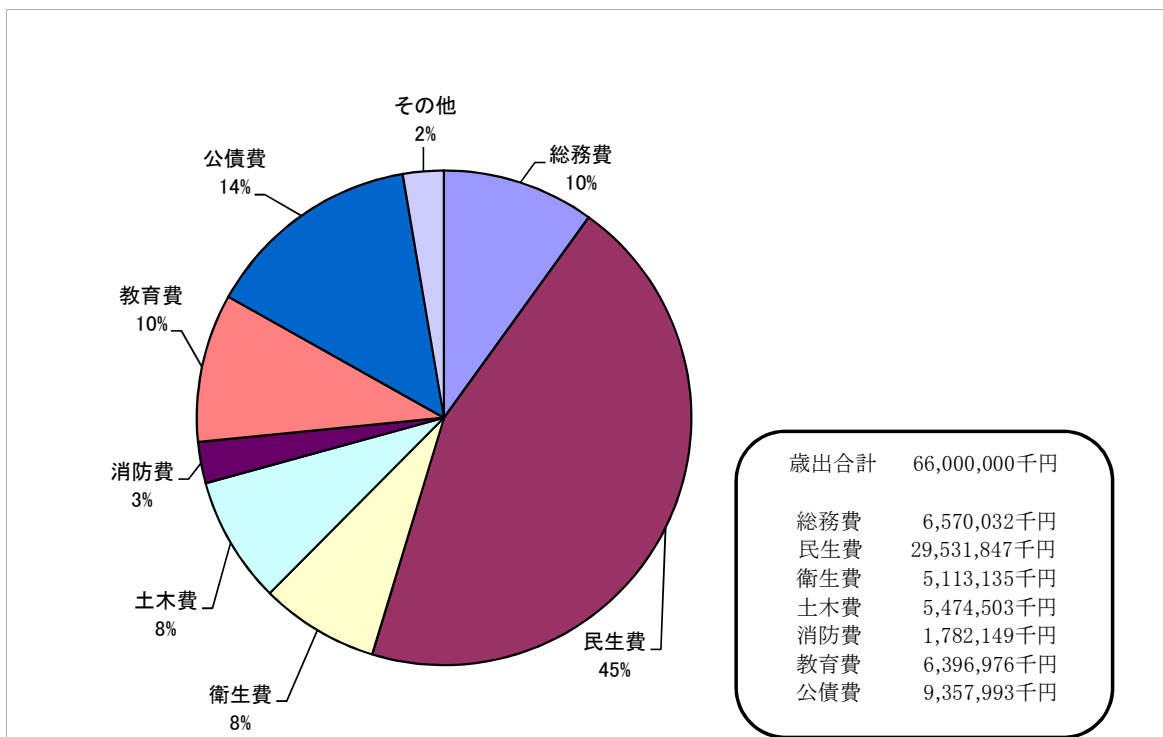
第3章 予 算

1. 平成26年度一般会計予算 構成

(歳入)



(歳出)



2. 平成26年度 清掃関係当初予算

(歳入)

(単位:千円)

事 項 名	当初予算	構成比
行政財産目的外使用料	41	0.11%
ごみ処理手数料	5,365	14.50%
浄化槽汚泥処分手数料	420	1.14%
ごみ処理等許可更新手数料	0	0.00%
浄化槽設置届受理・勧告等事務交付金	212	0.57%
し尿処理業務受託収入	20,974	56.69%
光熱水費実費弁償金	779	2.11%
古紙等売却収入	1,666	4.50%
空き缶等売却収入	48	0.13%
塵芥収集車等整備事業債	7,100	19.19%
廃食用油売却収入	389	1.05%
その他	1	0.00%
小 計	36,995	100.00%
一般財源充当額	1,575,034	
合 計	1,612,029	

(歳出)

(単位:千円)

費 目	小 事 業 名	当初予算	構成比
環境衛生費 (5,057)	病虫害駆除費	4,911	0.30%
	環境美化衛生推進費	146	0.01%
清掃総務費 (1,083,005)	環境クリーンセンター管理費	69,007	2.65%
	豊中市伊丹市クリーンランド負担金	990,492	61.44%
	ごみ減量化推進事業費	1,254	0.08%
	車輛維持管理費	22,252	1.38%
塵芥処理費 (454,959)	真空収集システム維持管理費	244	0.02%
	塵芥・資源物収集費	454,715	28.21%
し尿処理費 (69,008)	し尿処理費	69,008	4.28%
合 計		1,612,029	100.00%

※ 人件費を除く

3. 手数料の推移

(1)廃棄物処理関係手数料

(単位:円)

年 度	粗大ごみ 処理手数料	死 獣	家 電	計	許可業者 申請手数料
21年度	5,729,200	1,252,500	0	6,981,700	70,000
22年度	6,085,200	1,258,000	0	7,343,200	0
23年度	6,271,900	1,340,500	0	7,612,400	50,000
24年度	3,746,800	1,311,500	0	5,058,300	0
25年度	4,270,100	1,231,500	0	5,501,600	50,000

(2)し尿処理手数料

(単位:円)

年 度	し尿処理			浄化槽汚泥	計	許可業者 申請手数料
	計画収集	臨時(仮設)	計			
21年度	2,026,500	2,185,800	4,212,300	612,000	4,824,300	60,000
22年度	1,964,700	2,164,300	4,129,000	544,000	4,673,000	0
23年度	1,867,500	2,038,100	3,905,600	422,000	4,327,600	60,000
24年度	1,696,200	2,466,400	4,162,600	389,000	4,551,600	0
25年度	1,498,400	2,434,400	3,932,800	481,000	4,413,800	60,000

4. ごみ処理経費の推移

年 度		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
人 口 (人)		195,865	196,127	197,094	197,395	197,638
世 帯 数 (世帯)		77,222	77,263	78,187	78,052	78,765
ごみ 収集 経費	ご み 量 (t)	32,983	32,392	32,685	32,407	31,810
	収集費用 (千円)	608,113	600,741	591,712	572,580	555,302
	t 当り (円)	18,437	18,546	18,103	17,668	17,457
	1人当り (円)	3,104	3,063	3,002	2,901	2,810
	世帯当り (円)	7,874	7,775	7,568	7,336	7,050
(処 理 業 場 系 含 む 経 費)	ご み 量 (t)	56,118	55,366	56,058	55,628	54,870
	処理費用 (千円)	1,099,496	1,050,299	943,722	908,545	934,628
	t 当り (円)	19,593	18,060	16,835	16,333	17,033
	1人当り (円)	5,614	5,355	4,788	4,603	4,729
	世帯当り (円)	14,238	13,594	12,070	11,640	11,866
ごみ 処 理 経 費	経 費 (千円)	1,707,609	1,651,040	1,535,434	1,481,125	1,489,930
	t 当り (円)	38,030	36,606	34,938	34,001	34,490
	1人当り (円)	8,718	8,418	7,790	7,503	7,539
	世帯当り (円)	22,113	21,369	19,638	18,976	18,916

※1 人口は毎年10月1日推計

※2 資源物の収集のために要した費用を除く

第4章 施 設 ・ 車 両

1. 管理棟施設

名 称	伊丹市環境クリーンセンター
所 在 地	伊丹市岩屋2丁目2番8号
電 話 番 号	072-782-0968
敷 地 面 積	3,088.63m ²
建 築 面 積	1,380.06m ²
構 造	鉄筋コンクリート造・陸屋根・3階建
1階	事務室・更衣室・浴室・宿直室・機械室
2階	控室・会議室・食堂
3階	控 室
建 築 年 月 日	昭和50年8月21日
総 工 費	226,500千円

2. し尿処理施設

名 称	伊丹市し尿公共下水道放流施設
所 在 地	伊丹市岩屋2丁目2番8号
処 理 能 力	82kl／日／5時間
施 設 の 種 類	し尿中継施設
処 理 方 式	前処理＋希釈下水道放流
延 床 面 積	541. 20m ²
業 務 開 始	平成3年4月1日
総 工 費	422,237千円

3. ごみ処理施設

(平成26年4月1日現在)

豊中市伊丹市クリーンランド (総敷地面積 59,421㎡)		
名 称	ごみ焼却処理施設	リサイクルプラザ(豊中伊丹スリーR・センター)
所 在 地	伊丹市岩屋2丁目4番12号	豊中市原田西町2番2号
電 話 番 号	072-782-6750	—
敷 地 面 積	18,608㎡	19,010㎡
建 築 面 積	7,478㎡	5,161㎡
着 工	1・2・3号炉 4号炉	平成21年5月
年 月	昭和47年12月 平成4年6月30日	
竣 工	昭和50年 5月 平成7年3月31日	平成24年3月
総 工 費	1・2・3号炉 4,096,000千円 4号炉 11,330,000千円	6,478,500千円
主な処理設備	【焼却設備】 デロール式(3段揺動式火格子) 225t/24h×3基(1・2・3号炉) 195t/24h×1基(4号炉) 【通風装置】 平衡通風式 【排ガス処理装置】 窒素酸化物除去装置+バグフィルター +湿式有害ガス処理装置 【排水処理装置】 形式 PH調整+凝集沈殿方式	【処理能力】 134t/日 (不燃ごみ類系統53t/日、資源物系統81t/日) 【不燃ごみ類系統】 (受入供給設備) (破碎設備) 高速回転破碎機、低速回転破碎機 (選別設備) 磁力選別機、風力選別機、粒度選別機、アルミ選別機、選別送風機 【プラ容器包装系統】 (受入供給設備) (選別設備) 粒度選別機、手選別コンベア (梱包設備) 圧縮梱包機 (圧縮梱包品ストックヤード) 【缶類系統】 (受入供給設備) (選別設備) 磁力選別機、手選別コンベア (圧縮設備) 【びん類系統】 (受入供給設備) (選別設備) 手選別コンベア (圧縮設備) 【ペットボトル系統】 (受入供給設備) (選別設備) 振動ふるい、手選別コンベア (圧縮設備) 【剪定枝系統】 【古紙・古布系統】

4. 保有車両

(平成26年4月1日現在)

使用 区分	種 類	管理課	減量推進G	塵芥 G	リサイクル G	防疫・浄化槽G	保有台数計
連 絡 用	軽四バン	1					1
	軽四貨物	1					1
	軽乗用車	1					1
	小 計	3	0	0	0	0	3
作 業 用	軽四貨物				2	3	5
	軽四バン		2			1	3
	軽四ダンプ			1			1
	小型貨物				1	1	2
	2t パッカー車			9	2		11
	2t ハイブリッド パッカー車			3	2		5
	3t パッカー車			2			2
	コンテナ専用				2		2
	2t ダンプ車		1	4	1		6
	3転 ダンプ車						0
	1.8t 糞尿車				1		1
	高圧洗浄車						0
	散水車 2t						0
	4t バキューム車						0
	真空収集車				1		1
	ホーイルローダー						0
	小 計	0	3	19	12	5	39
合 計		3	3	19	12	5	42

第5章 ごみ処理事業

1. 伊丹市における分別区分の変遷

年度	家庭系ごみ収集区分				
昭和54年度以前	3分別（台所ごみ、粗大ごみ、不燃ごみ）				
昭和55年度	日常台所ごみ （週2回）	燃える大型ごみ （月1回）	臨時ごみ （有料）	不燃ごみ （隔週1回）	資源になる不燃ごみ （隔週1回）
平成4年度	日常・台所ごみ （週2回）	燃える大型ごみ （月1回）	臨時ごみ （有料）	不燃ごみ （燃やさないごみ） （週1回）	びんモデル分別収集
平成6年度					空き缶回収機による回収
平成9年度					
平成11年度	紙パック （月1回）	古紙類・古布類 （月1回）		ペットボトル （週1回）	びん （週1回）
平成13年度	廃食用油の拠点回収			プラスチック製容器 包装モデル事業に よる分別収集	
平成15年度				プラ製容器包装 （週1回）	
平成16年度					空き缶のモデル 分別収集 （月2回）
平成18年度					
平成24年度	古紙・古着類・紙 パックの回収を （月2回）に変更		粗大ごみ 5点以下 （有料）	臨時ごみ 6点以上 （有料）	
平成25年度					ベ・カセツトボ ン物の拠点 回収

2.収集実績量の推移

(単位:トン)

年度 種類		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
収集人口(10月1日推計)		195,865	196,068	197,094	197,395	197,638
世帯数		77,222	77,625	78,187	78,052	78,765
可燃ごみ	一般ごみ	26,372	25,684	26,250	27,198	27,051
	大型ごみ	1,068	1,162	1,149	1,206	1,199
	粗大ごみ	555	519	321	150	157
	事業系ごみ	16,586	16,295	16,999	17,317	18,974
	自己搬入	4,526	4,552	4,273	4,050	2,168
	小計	49,107	48,212	48,992	49,921	49,548
不燃ごみ	一般ごみ	4,921	4,976	4,919	3,812	3,360
	粗大ごみ	66	51	46	42	44
	事業系ごみ	1,609	1,702	1,630	1,730	1,837
	自己搬入	414	426	471	124	81
	小計	7,010	7,154	7,065	5,707	5,322
ごみ量合計		56,118	55,366	56,058	55,628	54,870
資源物	分別収集	2,715	2,788	2,723	2,837	2,928
	市収集	2,615	2,551	2,545	2,897	2,942
	集団回収	6,543	6,344	6,190	5,818	5,524
	堆肥化	38	38	38	38	38
	小計	11,911	11,721	11,497	11,590	11,431
合計		68,029	67,087	67,554	67,218	66,301

3.一般廃棄物処理計画における計画収集量と収集実績の推移

(単位:トン)

年 度		21年度	22年度 (10月改定)	23年度	24年度	25年度
びん						
収集人口(10月1日推計)		194,481	196,075	196,285	196,495	197,638
可燃ごみ	一 般 ご み	26,421	25,156	24,703	25,644	25,187
	大 型 ご み	1,290	1,070	1,074	965	966
	粗 大 ご み	544	556	558	557	558
	・事業系ごみ ・自己搬入	26,374	20,922	21,650	22,309	22,144
	小 計	54,629	47,704	47,985	49,475	48,855
不燃ごみ	一 般 ご み	4,999	4,390	4,204	2,452	2,267
	粗 大 ご み	91	66	66	66	66
	・事業系ごみ ・自己搬入	1,461	2,004	2,087	1,250	1,248
	小 計	6,551	6,460	6,357	3,768	3,581
合 計 ①		61,180	54,164	54,342	53,243	52,436
収 集 実 績 量 ②		56,118	55,366	56,058	55,628	54,870
増 減 量 ②－①		-5,062	1,202	1,716	2,385	2,434
増 減 比		-8.3%	2.2%	3.2%	4.5%	4.6%

資源ごみ	分 別 収 集	3,132	3,075	3,190	3,293	3,405
	市 収 集	2,401	2,707	2,737	2,772	2,799
	集 団 回 収	8,502	7,349	7,610	7,837	8,083
	堆 肥 化	38	38	38	38	38
	合 計 ①	14,073	13,169	13,575	13,940	14,325
収 集 実 績 量 ②		11,911	11,721	11,497	11,590	11,431
増 減 量 ②－①		-2,162	-1,448	-2,078	-2,350	-2,894
増 減 比		-15%	-11%	-15%	-17%	-20%

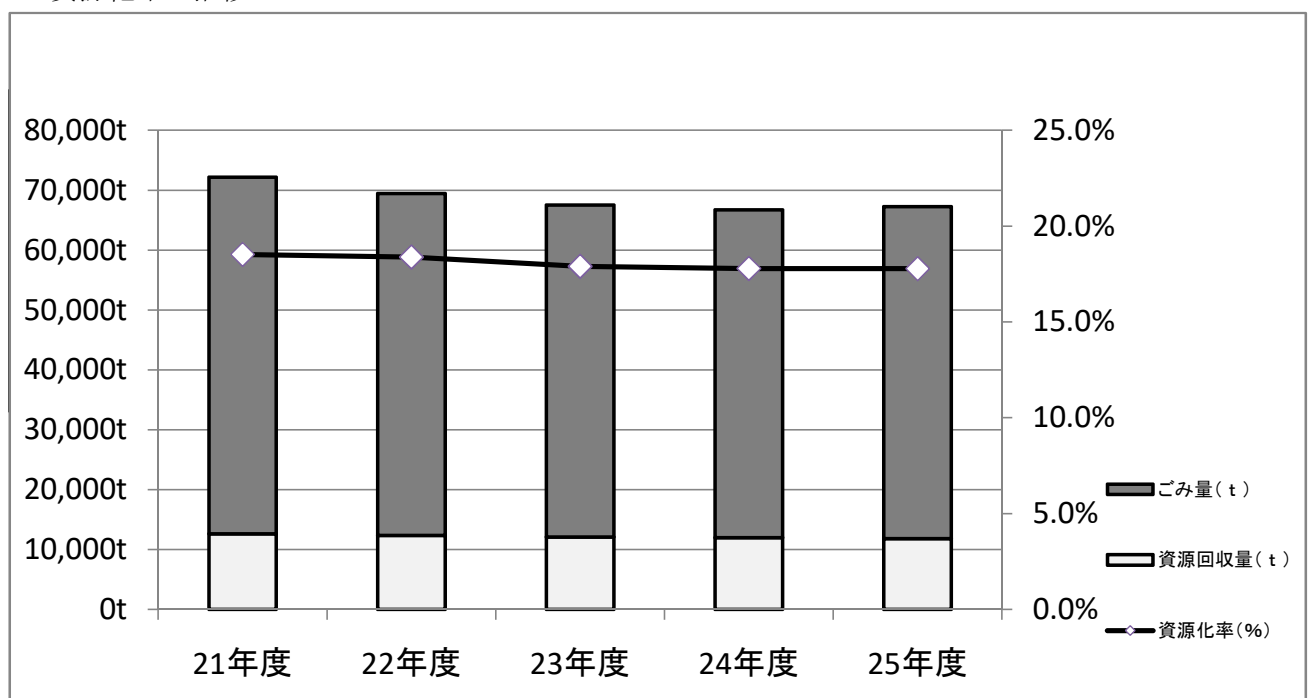
※ 平成21年度は19年度改訂版の計画量。22年度以降は22年度改訂版の計画量。

4. 一般廃棄物の総量と処分量の推移

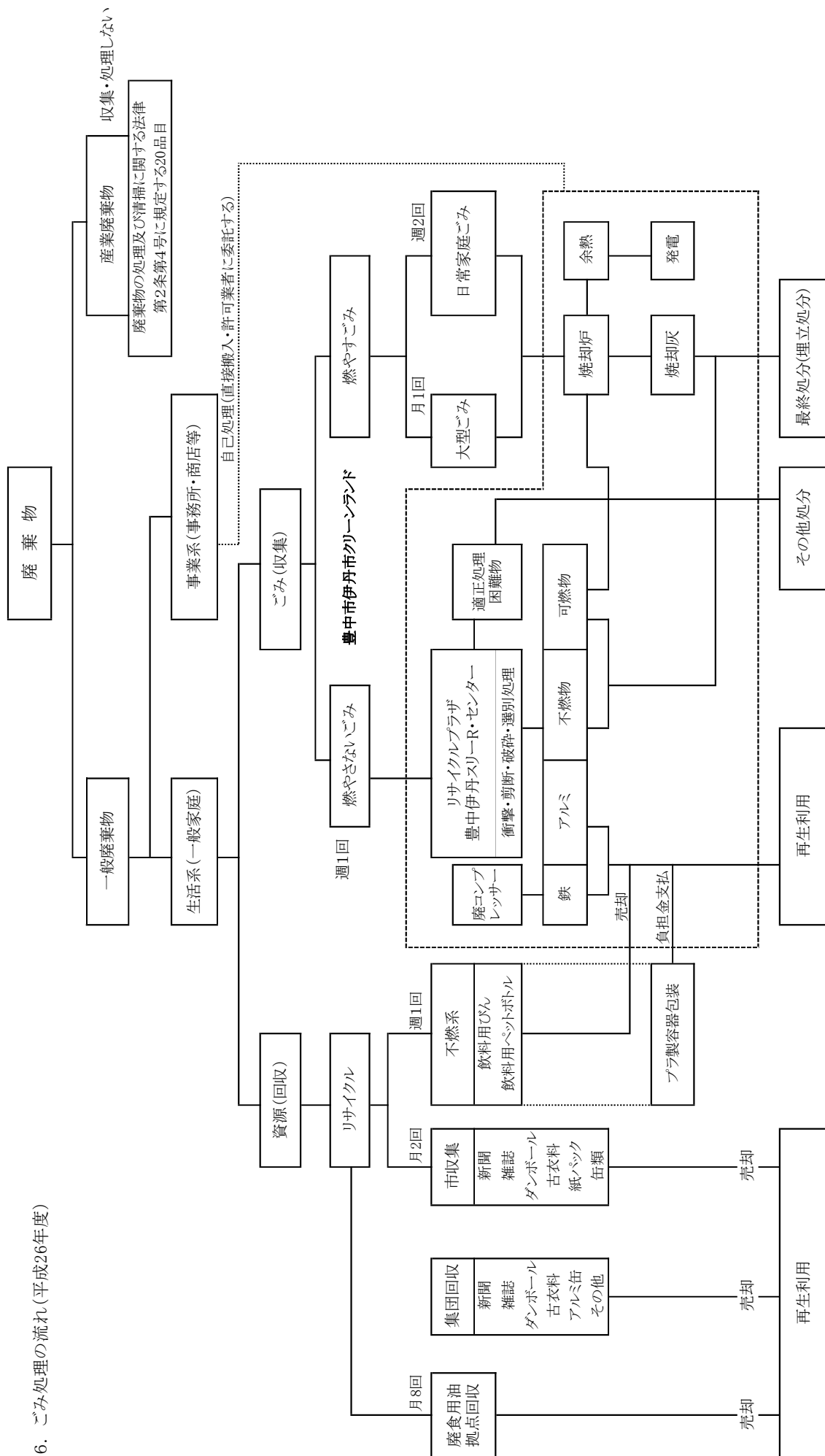
(単位: トン)

		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
市 回 収 分	アルミ・スチール缶	34	35	33	83	81
	新聞紙等	2,554	2,493	2,492	2,796	2,842
	びん	987	982	943	960	948
	ペットボトル	371	368	331	319	329
	容器包装プラ	1,054	1,168	1,140	1,196	1,282
	家電4品目	—	7	7	5	5
集 団 回 収	アルミ缶	106	106	108	122	126
	新聞紙等	6,437	6,238	6,082	5,695	5,398
廃食用油・剪定枝堆肥		64	61	58	56	57
ランド資源化量		991	877	903	723	721
資源回収量		12,600	12,335	12,097	11,958	11,788
総ごみ量		68,029	67,088	67,575	67,218	66,301
資源化率(%)		18.5%	18.4%	17.9%	17.8%	17.8%

5. 資源化率の推移

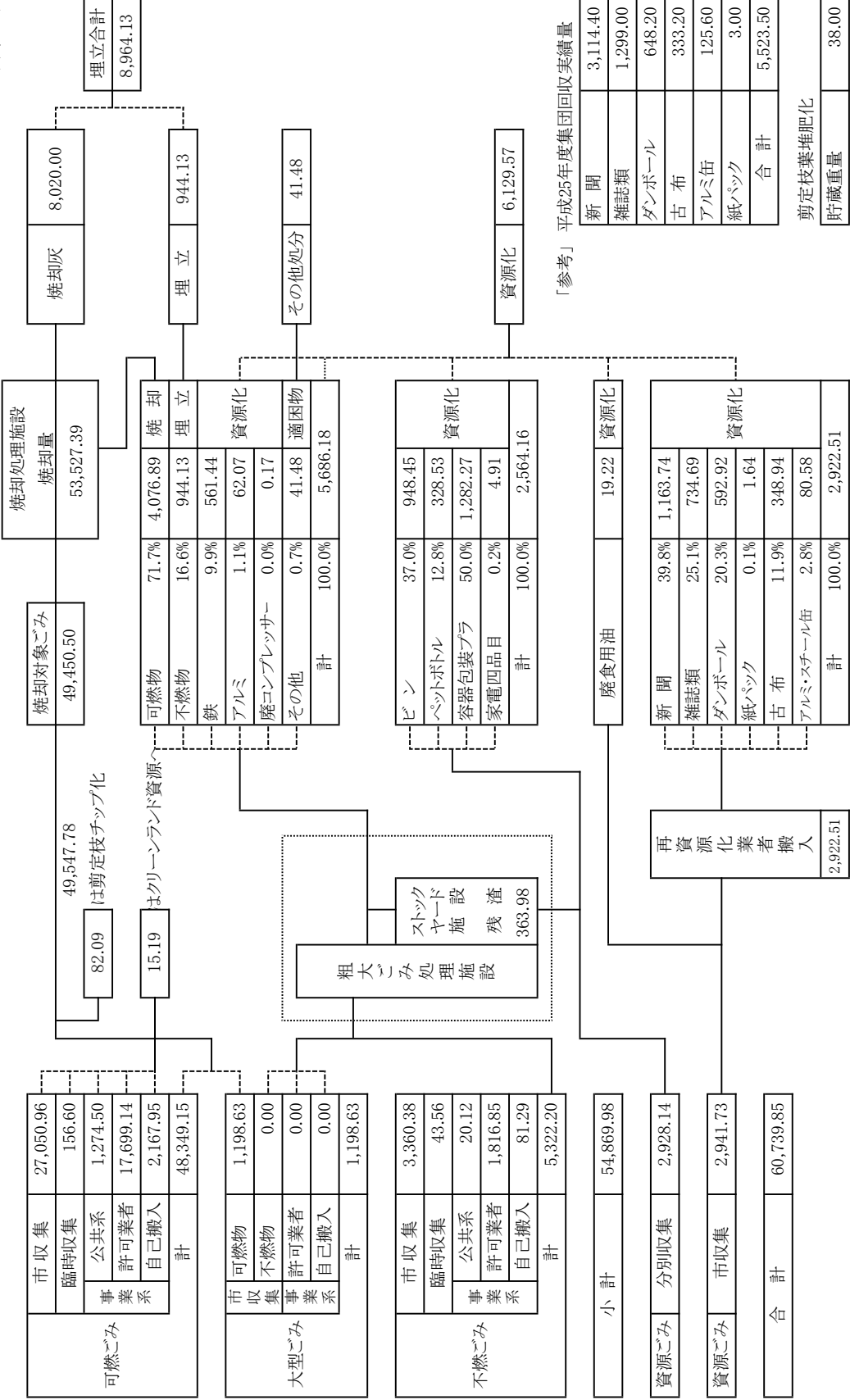


6. ごみ処理の流れ(平成26年度)



7. ごみ処理収支図(平成25年度)

(単位:t)



ごみと資源物の分け方と出し方

●ごみ出し3原則（1.決められた曜日に、2.決められた場所に、3.決められたものを午前8時30分までに出してください）を守りましょう。

[illegible]

●お問い合わせ 環境クリンセンター ☎072-782-0968・FAX 072-775-3179 豊中市伊丹市クリンランド (直接搬入) ☎072-782-3641・FAX 06-6845-6194
生活環境課 ☎072-781-5371・FAX 072-784-8053 伊丹市環境事業協同組合 (屎間係) ☎072-777-2825・FAX 072-777-2826

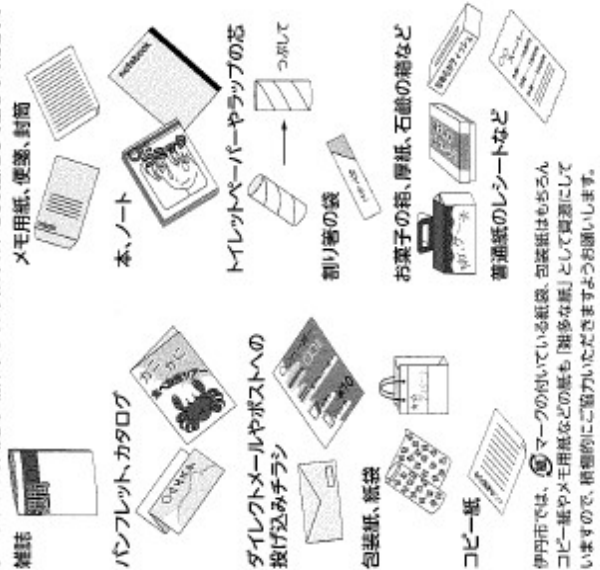
雑誌・雑多な紙の出し方

保存版

(雑多な紙も資源として収集しています)

雑誌・雑多な紙にはこんなものがあります

小さなものでも大丈夫！燃やすごみに入れずに、ぜひ資源として出してください。



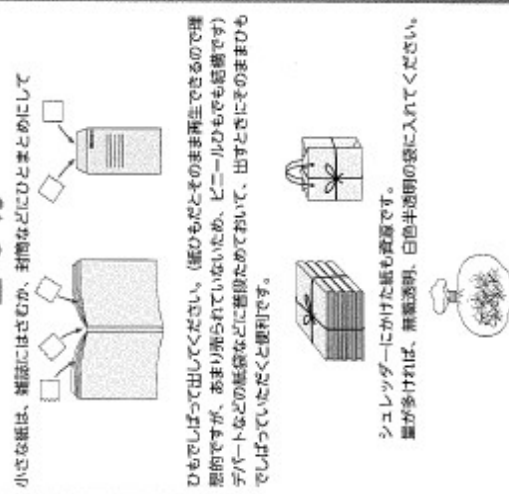
収集日

伊丹市では、⑤マークの付いている紙袋、包装紙はもろろん
コピー紙やメモ用紙などの紙も「雑多な紙」として資源として
いますので、積極的にご協力いただきますようお願いします。
市の収集日だけでなく、下記の集団回収も積極的にご利用いただき紙の資源化にご協力ください。
新聞、雑誌等の資源ごみの日に出してください。
①新聞（新聞には含まれてくる近辺チラシを除く）、②雑誌・雑多な紙、③ダンボール、④雑多な紙は
それぞれリサイクルの方法や処理段階が異なります。一緒にしぼってしまえば、全て雑多な紙となつて
しまい売却額が下がってしまいますので①から④は、それぞれ別々にしぼっていただきますようお願い
します。

各地域（自治会、PTA、子ども会、老人会、婦人会など）での再生資源集団回収については、原則的
には市と同じ出し方ですが、契約されている回収業者との取り決めがある場合がありますので主催され
ている団体にご確認ください。なお、集団回収には奨励金も交付されています。
集団回収についてのお問い合わせは、

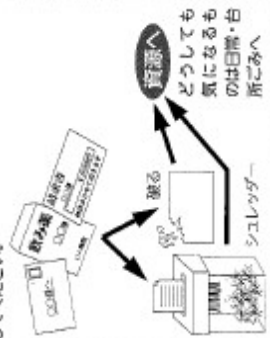
市生活環境課 TEL 072-781-5371・FAX 072-784-8053

出し方

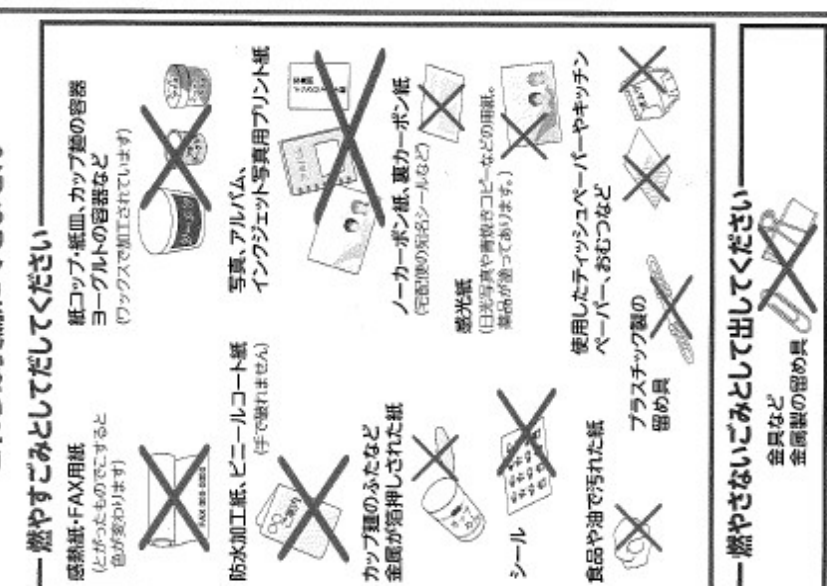


ご注意ください

手紙や請求書には、氏名や住所、電話番号、居住
地などの個人情報がかかれていたりするものがありま
す。紙かき破るか、シュレッダーにかけて雑多な
紙として資源に出してください。シュレッダーで貼
られており、はがれないものは日機台所ごみで出
してください。



これらは資源にできません



お問い合わせ先 ●
伊丹市環境クリーンセンター
TEL 072-782-0968・FAX 072-775-3179

1 1. 在宅医療廃棄物の出し方

在宅医療を利用されている伊丹市にお住まいの方へ

在宅医療廃棄物の出し方にご協力を！

在宅医療の普及により家庭から出される「在宅医療廃棄物」が増えています。これらの「在宅医療廃棄物」を誤った方法で廃棄すると感染症などが生じることもあります。ごみの安全・安心な処理を行うため、次のルールを守って出してください。お願いします。

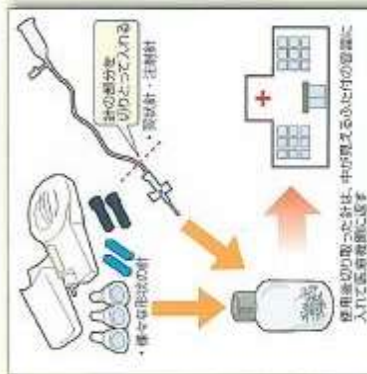
「在宅医療廃棄物」とは？

- ① 医師・看護師などが患者宅に出かけて治療を行う、往診・訪問診療・訪問看護等で出た医療廃棄物
→ 医師などが持ち帰ります。
- ② 患者や家族が医師の指導管理により自ら医療行為を行う在宅医療で出た医療廃棄物
→ 注射器や注射針、点滴・透析用チューブ類等感染性を有するものは、医師会の指導のもとに医療機関などで引き取りをします。廃棄物の種類によっては、ごみステーションには出せません。



医療機関等へ返すもの

- 注射針類
【例】ペン型のインスリン自己注射器の針、ペン型以外のインスリン自己注射器（針が一体となったもの）、血糖値測定用採血針
→ 針のない注射器のみの場合は、燃やすごみに出します。
- 針付きのチューブ類
【例】点滴ライン等（針の部分は切り取ってください。針のないチューブは燃やすごみに出せます）
→ 針のついた廃棄物は、中身の見える空きびんなどのふた付の丈夫な容器に入れて、受け取られた病院・診療所などへ返してください。
※詳しくは病院・診療所などにご相談ください。



不燃物として出すもの

- 経腸栄養剤の缶など
- 製剤錠剤や飲み薬の入ったびんなど

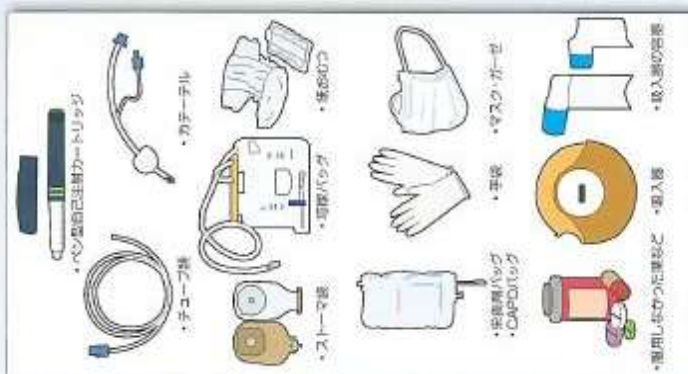
※内容物が残っている場合は中身を捨ててください。また、汚れが残っている場合は、水ですすいでください。



燃やすごみとして出すもの

＜注意＞ マークがあるものでも必ず燃やすごみに出してください。

- 針のついていない注射筒
【例】ペン型インスリン自己注射カートリッジ、栄養剤注入器など。
- 針のついていないチューブ・カテーテル
- ストーマ袋（人工肛門）、導尿バッグ、紙おむつ
→ 汚物はトイレに流してから出してください。
- CAPD（腹腔透析）バッグ、栄養剤バッグ
→ CAPDの排液はトイレに流してから出してください。
点滴バッグ類で内容物が残っている場合は中身を捨て、また汚れがひどい場合は燃やすごみに出してください。
- ガーゼ、脱脂綿類、マスク、ビニール手袋（非感染性に限る）
- 服用しなかった薬、薬の外袋（紙）
- 使い捨て洗眼容器（プラスチック）
- 噴霧式気管支拡張剤の吸入部分（プラスチック）など



※紙おむつ、ストーマ袋内の便などの汚物は必ずトイレに流してから出してください。

※在宅医療廃棄物は新聞紙などで包み、その上でビニール袋に入れ、他の燃やすごみと一緒に無色透明・白色半透明の袋に入れて、燃やすごみの日に出してください。



協力：伊丹市医師会

● ごみの出し方についてのお問い合わせは、

市環境クリーンセンター（☎072-782-0968）へ

12. 地区別収集業者一覧

地区名	詳細	可燃ごみ		不燃ごみ		びん ペット		プラ	大型(水曜)	古紙・古布(水曜)	空き缶(水曜)
荒牧	全域	火金	エア-ポート	水曜		エア-ポート	水曜	エア-ポート	3回目	泉	1・3回目
荒牧南	1～4丁目	火金	エア-ポート	水曜		エア-ポート	水曜	エア-ポート	1回目	泉	1・4回目
荒牧南	市宮狹野団地	火金	エア-ポート	水曜	コンテナ	エア-ポート	月曜	エア-ポート	1回目	泉	1・3回目
安堂寺町	びん	月木	大協	金曜		大協	金曜	直営	4回目	大協	2・4回目
池尻	全域	月木	泉	水曜		エア-ポート	水曜	エア-ポート	2回目	泉	2・4回目
池尻	バス・トラル昆陽	月木	泉	水曜	コンテナ	エア-ポート	月曜	エア-ポート	2回目	泉	2・4回目
池尻	パレ武庫川ブルミエールⅢ	月木	泉	水曜	コンテナ	エア-ポート	月曜	エア-ポート	2回目	泉	2・4回目
伊丹	1～3丁目	月木	大協	火曜		大協	火曜	直営	3回目	大協	1・3回目
伊丹	1丁目 アリオいたみ	月木	大協	火曜	コンテナ	大協	火曜	直営	3回目	大協	1・3回目
伊丹	カルム伊丹		コンテナ	火曜		大協	火曜	直営	3回目	大協	1・3回目
伊丹	4～7丁目	月木	大協	火曜		大協	火曜	直営	3回目	大協	1・3回目
伊丹	8丁目	月木	エア-ポート	火曜		エア-ポート	火曜	直営	3回目	泉	1・3回目
稲野町	全域	月木	大協	金曜		大協	金曜	直営	3回目	大協	1・3回目
鋳物師	全域	火金	直営	木曜		大協	木曜	大協	1回目	大協	1・3回目
岩屋	全域	月木	大協	水曜		大協	水曜	直営	3回目	大協	1・3回目
梅ノ木	全域	月木	直営	水曜		大協	水曜	大協	4回目	大協	2・4回目
梅ノ木	1、3、5丁目 西台との町境側	月木	大協	水曜		大協	水曜	大協	2回目	大協	2・4回目
梅ノ木	4丁目 7番の一部	月木	直営	火曜		大協	火曜	大協	4回目	大協	2・4回目
大鹿	全域	火金	大協	木曜		大協	木曜	直営	2回目	大協	2・4回目
大鹿	7丁目 県道以西地域	火金	大協	水曜		大協	木曜	大協	2回目	大協	2・4回目
大野	全域	火金	直営	木曜		エア-ポート	木曜	エア-ポート	1回目	泉	1・3回目
大野	1丁目 自衛隊山本団地		コンテナ	木曜		エア-ポート	木曜	エア-ポート	1回目	泉	1・3回目
荻野	全域	火金	直営	木曜		エア-ポート	木曜	エア-ポート	1回目	泉	1・3回目

エコリサイクル事業協同組合及び許可業者

エコリサイクル事業協同組合

環境事業協同組合

地区名	詳細	可燃ごみ		不燃ごみ		びん ペット	プラ	大型(水曜)	古紙・古布(水曜)	空き缶(水曜)	
荻野西	1丁目	火金	エア-ポート	水曜	エア-ポート	水曜	水曜	1回目	1・3回目	1・3回目	エコリサイクル事業協同組合及び許可業者
荻野西	1丁目	火金	直営	水曜	エア-ポート	水曜	水曜	1回目	1・3回目	1・3回目	
荻野西	1丁目	火金	直営	水曜	エア-ポート	水曜	水曜	1回目	1・3回目	1・3回目	
荻野西	1丁目	火金	直営	水曜	エア-ポート	水曜	水曜	1回目	1・3回目	1・3回目	
荻野西	1丁目	火金	直営	水曜	エア-ポート	水曜	水曜	1回目	1・3回目	1・3回目	
荻野西	2丁目	火金	直営	水曜	エア-ポート	水曜	水曜	1回目	1・3回目	1・3回目	
奥畑	全域	火金	大協	水曜	大協	水曜	水曜	1回目	1・3回目	1・3回目	
柏木町	全域	月木	大協	金曜	大協	金曜	金曜	3回目	1・3回目	1・3回目	
春日丘	全域	火金	大協	木曜	大協	木曜	木曜	2回目	2・4回目	2・4回目	
春日丘	2丁目	火金	大協	木曜	コンテナ	木曜	月曜	2回目	2・4回目	2・4回目	
北伊丹	全域	火金	大協	月曜	大協	月曜	月曜	3回目	1・3回目	1・3回目	
北河原	全域	火金	大協	月曜	大協	月曜	月曜	3回目	1・3回目	1・3回目	
北園	全域	火金	大協	木曜	大協	木曜	木曜	2回目	2・4回目	2・4回目	
北野	1～3丁目	火金	エア-ポート	水曜	エア-ポート	水曜	水曜	1回目	1・3回目	1・3回目	
北野	4～6丁目	火金	直営	水曜	エア-ポート	水曜	水曜	1回目	1・3回目	1・3回目	
北本町	1丁目	火金	大協	月曜	大協	月曜	月曜	3回目	1・3回目	1・3回目	
北本町	1丁目	火金	大協	月曜	コンテナ	月曜	月曜	3回目	1・3回目	1・3回目	
北本町	2丁目	火金	大協	木曜	大協	木曜	木曜	2回目	2・4回目	2・4回目	
北本町	3丁目	火金	大協	月曜	大協	月曜	月曜	3回目	1・3回目	1・3回目	
行基町	全域	月木	大協	水曜	大協	水曜	水曜	2回目	2・4回目	2・4回目	エコリサイクル事業協同組合
行基町	2丁目	月木	大協	水曜	大協	水曜	水曜	2回目	2・4回目	2・4回目	
行基町	1丁目	火金	大協	水曜	大協	水曜	水曜	2回目	2・4回目	2・4回目	
行基町	1丁目	火金	大協	水曜	大協	水曜	水曜	2回目	2・4回目	2・4回目	

地区名	詳細	可燃ごみ		不燃ごみ		びん ペット		プラ		大型(水曜)	古紙・古布(水曜)	空き缶(水曜)
口酒井	全域	月木		水曜	大協	水曜	水曜	水曜	直営	3回目	1・3回目	1・3回目
車塚	全域	月木		金曜	大協	金曜	金曜	金曜	大協	4回目	2・4回目	2・4回目
桑津	全域	火金		月曜	大協	月曜	月曜	月曜	直営	3回目	1・3回目	1・3回目
鴻池	1丁目	火金		水曜	エア-ポート	水曜	水曜	水曜	エア-ポート	1回目	1・3回目	1・3回目
鴻池	1丁目 県公社鴻池第2団地		コンテナ	水曜	エア-ポート	水曜	水曜	水曜	エア-ポート	2回目	2・4回目	2・4回目
鴻池	1丁目 県公社鴻池第4, 5, 6団地		コンテナ	水曜	エア-ポート	水曜	水曜	水曜	エア-ポート	2回目	2・4回目	2・4回目
鴻池	2丁目	火金		水曜	直営	水曜	水曜	水曜	エア-ポート	1回目	1・3回目	1・3回目
鴻池	2丁目 8, 9, 10番	火金		月曜	直営	月曜	月曜	月曜	大協	1回目	1・3回目	1・3回目
鴻池	2丁目 鴻池宿舍	火金		水曜	直営	水曜	水曜	月曜	エア-ポート	1回目	1・3回目	1・3回目
鴻池	2丁目 ラ・ヴェール昆陽池	火金		月曜	直営	月曜	月曜	月曜	エア-ポート	1回目	1・3回目	1・3回目
鴻池	3～6丁目	火金		水曜	エア-ポート	水曜	水曜	水曜	エア-ポート	1回目	1・3回目	1・3回目
昆陽	全域	火金		水曜	大協	水曜	水曜	水曜	大協	2回目	2・4回目	2・4回目
昆陽	5丁目 コープ野村昆陽	火金		月曜	大協	月曜	月曜	月曜	大協	2回目	2・4回目	2・4回目
昆陽池	全域	火金		水曜	大協	水曜	水曜	水曜	大協	1回目	1・3回目	1・3回目
昆陽泉町	全域	月木		金曜	直営	金曜	金曜	金曜	大協	4回目	2・4回目	2・4回目
昆陽北	全域	火金		水曜	大協	水曜	水曜	水曜	大協	1回目	1・3回目	1・3回目
昆陽北	1丁目 5～7番	火金		月曜	大協	月曜	月曜	月曜	大協	1回目	1・3回目	1・3回目
昆陽東	1丁目	月木		水曜	大協	水曜	水曜	水曜	大協	2回目	2・4回目	2・4回目
昆陽東	1丁目 伊丹合同宿舍	月木		水曜	大協	水曜	水曜	水曜	直営	2回目	2・4回目	2・4回目
昆陽東	2～6丁目	月木		水曜	直営	水曜	水曜	水曜	大協	4回目	2・4回目	2・4回目
昆陽東	4, 5丁目 県道沿い	月木		水曜	直営	水曜	水曜	水曜	大協	2回目	2・4回目	2・4回目

環境事業協同組合

エコリサイクル事業協同組合

エコリサイクル事業協同組合及び許可業者

地区名	詳細	可燃ごみ		不燃ごみ			びん ペット	プラ		大型(水曜)	古紙・古布(水曜)	空き缶(水曜)	
昆陽南	1～3丁目	月木		直営	金曜		大協	金曜	大協	4回目	大協	2・4回目	エコリサイクル事業協同組合及び許可業者
昆陽南	アビタ・コア		コンテナ	直営	金曜	コンテナ	大協	月曜	大協	4回目	大協	2・4回目	
昆陽南	労金昆陽コーポ	月木		直営	火曜		大協	火曜	大協	4回目	大協	2・4回目	
昆陽南	ディオフェルティ昆陽		真空	直営	金曜		大協	金曜	大協	4回目	大協	2・4回目	
昆陽南	4、5丁目	月木		泉	金曜		エア・ポート	金曜	エア・ポート	4回目	泉	2・4回目	
御願塚	1～5丁目	月木		直営	火曜		大協	火曜	大協	3回目	大協	1・3回目	
御願塚	4丁目	月木		大協	金曜		大協	金曜	直営	3回目	大協	1・3回目	
御願塚	6～8丁目	月木		直営	火曜		大協	火曜	大協	4回目	大協	2・4回目	
桜ヶ丘	全域	火金		大協	木曜		大協	木曜	大協	2回目	大協	2・4回目	
清水	全域	火金		大協	木曜		大協	木曜	直営	2回目	大協	2・4回目	
下河原	全域	火金		大協	月曜		大協	月曜	直営	3回目	大協	1・3回目	
鈴原町	全域	月木		直営	水曜		大協	水曜	大協	4回目	大協	2・4回目	
鈴原町	9丁目	月木		直営	火曜		大協	火曜	大協	4回目	大協	2・4回目	
千僧	全域	火金		大協	水曜		大協	水曜	大協	2回目	大協	2・4回目	
千僧	アルビス千僧		コンテナ	直営	水曜	コンテナ	大協	月曜	直営	2回目	大協	2・4回目	
高台	全域	火金		大協	木曜		大協	木曜	直営	2回目	大協	2・4回目	
中央	全域	月木		大協	火曜		大協	火曜	大協	3回目	大協	1・3回目	
中央	アザーレ伊丹		真空	直営	火曜		大協	火曜	大協	3回目	大協	1・3回目	
寺本	1丁目	月木		泉	金曜		エア・ポート	金曜	エア・ポート	4回目	泉	2・4回目	エコリサイクル事業協同組合
寺本	2～6丁目	火金		大協	水曜		大協	水曜	大協	1回目	大協	1・3回目	
寺本	アルビス寺本1～10、17号棟		コンテナ	直営	水曜	コンテナ	大協	月曜	大協	3回目	大協	1・3回目	
寺本	アルビス寺本11～16号棟		コンテナ	直営	水曜	コンテナ	大協	月曜	大協	3回目	大協	1・3回目	
寺本東	全域	月木		泉	金曜		エア・ポート	金曜	エア・ポート	4回目	泉	2・4回目	

地区名	詳細	可燃ごみ		不燃ごみ		びん ペット	プラ	大型(水曜)	古紙・古布(水曜)	空き缶(水曜)	
中野北	全域	火金		月曜	エア-ポート	月曜	月曜	1回目	1・3回目	1・3回目	
中野北	4丁目 県営中野団地	火金		月曜	エア-ポート	月曜	月曜	1回目	1・3回目	1・3回目	
中野西	1,2,4丁目	火金		月曜	大協	月曜	月曜	1回目	1・3回目	1・3回目	
中野西	3丁目	火金		月曜	大協	月曜	月曜	2回目	2・4回目	2・4回目	
中野西	3丁目 マイシティ伊丹	火金		月曜	大協	月曜	月曜	2回目	2・4回目	2・4回目	
中野西	4丁目 3丁目との境の通り	火金		月曜	大協	月曜	月曜	2回目	2・4回目	2・4回目	
中野東	全域	火金		月曜	大協	月曜	月曜	1回目	1・3回目	1・3回目	
中野東	1丁目 県道以東	火金		月曜	大協	月曜	月曜	1回目	1・3回目	1・3回目	
中野東	1丁目 県道以西	火金		月曜	大協	月曜	月曜	1回目	1・3回目	1・3回目	
中野東	3丁目	火金		月曜	大協	月曜	月曜	1回目	1・3回目	1・3回目	
中村	全域	火金		月曜	大協	月曜	月曜	3回目	1・3回目	1・3回目	
西台	全域	月木		水曜	大協	水曜	水曜	2回目	2・4回目	2・4回目	
西野	全域	火金		月曜	エア-ポート	月曜	月曜	2回目	2・4回目	2・4回目	
西野	1丁目 シャルマンコーポ伊丹	火金		月曜	エア-ポート	月曜	月曜	2回目	2・4回目	2・4回目	
西野	5丁目 県営西野高層	火金		月曜	エア-ポート	月曜	月曜	2回目	2・4回目	2・4回目	
西野	7丁目 マイシティ武庫川レックス	火金		月曜	エア-ポート	月曜	月曜	2回目	2・4回目	2・4回目	
野間	全域	月木		金曜	大協	金曜	金曜	4回目	2・4回目	2・4回目	
野間北	全域	月木		金曜	エア-ポート	金曜	金曜	4回目	2・4回目	2・4回目	
野間北	4丁目 4,5番の一部	月木		水曜	エア-ポート	水曜	水曜	4回目	2・4回目	2・4回目	
野間北	4丁目 4,5番の一部地域を除く	月木		金曜	エア-ポート	金曜	金曜	4回目	2・4回目	2・4回目	
東有岡	全域	月木		火曜	大協	火曜	火曜	3回目	1・3回目	1・3回目	
東有岡	1丁目 コーゾ野村伊丹第1・2	月木		火曜	大協	火曜	火曜	3回目	1・3回目	1・3回目	
東有岡	1丁目 サン伊丹駅前ハイソ	月木		火曜	大協	火曜	火曜	3回目	1・3回目	1・3回目	

エコリサイクル事業協同組合及び許可業者

エコリサイクル事業協同組合

環境事業協同組合

地区名	詳細	可燃ごみ		不燃ごみ		びん ペット		プラ		大型(水曜)	古紙・古布(水曜)	空き缶(水曜)
東野	全域	火金	直営	木曜	大協	木曜	木曜	大協	大協	1回目	1・3回目	エコリサイクル事業協同組合及び許可業者
東野	4、5丁目	火金	直営	木曜	エア-ポート	木曜	木曜	エア-ポート	泉	1回目	1・3回目	
平松	1～4丁目 4丁目3番除く	月木	大協	火曜	大協	火曜	火曜	大協	大協	3回目	1・3回目	
平松	4～7丁目 4丁目1, 2番除く	月木	エア-ポート	火曜	エア-ポート	火曜	火曜	エア-ポート	泉	3回目	1・3回目	
広畑	全域	火金	大協	水曜	大協	水曜	水曜	大協	大協	1回目	1・3回目	
藤ノ木	全域	火金	大協	月曜	大協	月曜	月曜	直営	大協	3回目	1・3回目	
船原	全域	火金	大協	木曜	大協	木曜	木曜	大協	大協	2回目	2・4回目	
堀池	全域	月木	直営	金曜	大協	金曜	金曜	大協	大協	4回目	2・4回目	
松ヶ丘	全域	火金	大協	水曜	大協	水曜	水曜	大協	大協	1回目	1・3回目	
美鈴町	全域	月木	直営	金曜	大協	金曜	金曜	大協	大協	4回目	2・4回目	
瑞ヶ丘	全域	火金	直営	木曜	大協	木曜	木曜	大協	大協	1回目	1・3回目	
瑞ヶ丘	2丁目	火金	直営	水曜	大協	水曜	水曜	大協	大協	1回目	1・3回目	
瑞原	1、2丁目	火金	直営	水曜	エア-ポート	水曜	水曜	エア-ポート	泉	1回目	1・3回目	
瑞原	3、4丁目	火金	直営	木曜	大協	木曜	木曜	大協	大協	1回目	1・3回目	
瑞穂町	1～3丁目 県道以東	火金	直営	木曜	大協	木曜	木曜	大協	大協	1回目	1・3回目	
瑞穂町	1～3丁目 県道以西	火金	大協	木曜	大協	木曜	木曜	大協	大協	1回目	1・3回目	エコリサイクル事業協同組合
瑞穂町	4～5丁目	火金	直営	木曜	大協	木曜	木曜	大協	大協	1回目	1・3回目	
瑞穂町	6丁目	火金	大協	木曜	大協	木曜	木曜	大協	大協	1回目	1・3回目	
緑ヶ丘	全域	火金	直営	木曜	大協	木曜	木曜	大協	大協	1回目	1・3回目	
緑ヶ丘	6丁目 自衛隊東野宿舎		コンテナ	木曜	大協	木曜	木曜	大協	大協	1回目	1・3回目	
緑ヶ丘	7丁目 自衛隊良蓮寺宿舎		コンテナ	木曜	大協	木曜	木曜	大協	大協	1回目	1・3回目	
緑ヶ丘			コンテナ	月曜	大協	月曜	月曜	大協	大協	1回目	1・3回目	
	自衛隊総監部(管内者分)								—			

地区名	詳細	可燃ごみ		不燃ごみ			びん ペット		プラ		大型(水曜)	古紙・古布(水曜)	空き缶(水曜)
南鈴原	1丁目 西御願塚自治会地域内	月木	直営	火曜		大協	火曜	火曜	火曜	大協	4回目	大協	2・4回目
南鈴原	1丁目	月木	直営	水曜		大協	水曜	水曜	水曜	大協	4回目	大協	2・4回目
南鈴原	2,3丁目	月木	直営	水曜		大協	水曜	水曜	水曜	大協	4回目	大協	2・4回目
南鈴原	4丁目	月木	直営	金曜		大協	金曜	金曜	金曜	大協	4回目	大協	2・4回目
南鈴原	4丁目 西御願塚自治会地域内	月木	直営	火曜		大協	火曜	火曜	火曜	大協	4回目	大協	2・4回目
南鈴原	4丁目 一部の地域	月木	直営	水曜		大協	水曜	水曜	水曜	大協	4回目	大協	2・4回目
南町	全域	月木	エアポート	火曜		エアポート	火曜	火曜	火曜	直営	3回目	泉	1・3回目
南町	グランドマム新伊丹	月木	エアポート	火曜	コンテナ	エアポート	月曜	月曜	火曜	直営	3回目	泉	1・3回目
南野	全域	月木	直営	金曜		大協	金曜	金曜	金曜	直営	4回目	大協	2・4回目
南野	5丁目 14番	月木	大協	金曜		大協	金曜	金曜	金曜	直営	4回目	大協	2・4回目
南野北	全域	月木	直営	金曜		大協	金曜	金曜	金曜	大協	4回目	大協	2・4回目
南本町	1～5丁目 5丁目1,2番を除く	月木	大協	火曜		大協	火曜	火曜	火曜	直営	3回目	大協	1・3回目
南本町	5～7丁目 5丁目3,4番を除く	月木	エアポート	火曜		エアポート	火曜	火曜	火曜	直営	3回目	泉	1・3回目
南本町	6丁目 パレス新伊丹	月木	エアポート	火曜	コンテナ	エアポート	月曜	月曜	月曜	直営	3回目	泉	1・3回目
宮ノ前	全域	火金	大協	木曜		大協	木曜	木曜	木曜	直営	2回目	大協	2・4回目
宮ノ前	1丁目 みやのまち3号館		真空	木曜	コンテナ	大協	月曜	月曜	月曜	大協	2回目	大協	2・4回目
宮ノ前	2丁目 みやのまち4号館		真空	木曜	コンテナ	大協	月曜	月曜	月曜	大協	2回目	大協	2・4回目
森本	全域	月木	大協	水曜		大協	水曜	水曜	水曜	直営	3回目	大協	1・3回目
森本	1丁目 泉宮森本高層	月木	大協	水曜	コンテナ	大協	月曜	月曜	水曜	直営	3回目	大協	1・3回目
山田	全域	月木	泉	金曜		エアポート	金曜	金曜	金曜	エアポート	4回目	泉	2・4回目
山田	5丁目 ロイヤルマンション	月木	泉	火曜		エアポート	火曜	火曜	火曜	エアポート	4回目	泉	2・4回目
若菱町	全域	月木	大協	金曜		大協	金曜	金曜	金曜	大協	3回目	大協	1・3回目

エコリサイクル事業協同組合及び許可業者

環境事業協同組合

エコリサイクル事業協同組合

第 6 章 ごみ減量・再資源化事業

1. 資源回収の推移

(単位:ト)

種 類	新 聞	雑 誌	段ボール	紙パック	古 布	小 計	空 缶	び ん	ペットボトル	プラ製 容器包装
実施時期	H6年 12月	H6年 12月	H6年 12月	H9年 4月	H12年 4月		H4年 8月	H9年 10月	H9年 10月	H13年 10月
回 収 日	月2回	月2回	月2回	月2回	月2回		月2回	週1回	週1回	週1回
21年度	1,045.1	686.6	481.5	2.8	338.0	2,553.9	34.5	987.2	370.7	1,054.4
22年度	1,033.7	647.2	502.6	2.1	307.7	2,493.2	35.0	981.5	368.2	1,197.8
23年度	989.2	658.9	482.8	2.1	358.6	2,491.6	33.4	943.4	331.2	1,139.5
24年度	1,133.2	731.0	547.3	2.0	382.9	2,796.4	83.1	1,000.0	374.5	1,457.1
25年度	1,163.7	734.7	592.9	1.6	348.9	2,841.9	80.6	990.3	382.7	1,550.3

2. 再生資源集団回収事業《開始時期：平成2年7月より》

(1) 再生資源集団回収奨励金制度実施状況(平成25年1月1日～12月31日) (単位:ト)

種 別	団体数	回収量 (ト)							奨 励 金 交 付 額 (円)
		新聞	雑誌	段ボール	古布	アルミ缶	紙パック	合計	
自治会	201	2,178	935	433	238	79	2	3,865	15,457,408
子供会	54	577	214	112	58	19	0	980	3,915,576
P T A	20	104	60	29	13	5	0	211	846,440
婦人会	8	56	21	28	7	3	0	115	464,128
老人会	12	94	35	17	7	8	0	161	642,756
その他	15	105	34	30	10	12	2	193	983,420
合 計	310	3,114	1,299	649	333	126	4	5,525	22,098,112

*回収奨励金 1 kg 当り 平成2年7月1日から平成5年3月31日まで3円
平成5年4月1日から現在まで4円

(2) 再生資源集団回収業者補助金制度実施状況

(平成25年1月1日～12月31日 ・前年実績を限度とする)

業者数	回収量(t)	奨励金額(円)
24	5,525	0

*回収業者補助金 1 kg 当り 平成10年6月から平成15年6月まで2円
平成15年7月から平成18年12月まで1円
現在は休止

3. 廃食用油再生燃料化事業

(1)概要

家庭などから排出される使用済み天ぷら油は、消費者協会等が中心となり粉石鹼の原材料として廃食油の回収運動が実施されてきました。

これらの運動を引き継ぎ、本市におけるリサイクルを含めた環境に係わる多面的な事業の展開の一環として平成 11 年度より廃食油再生燃料化事業を行い、有効に再利用するとともに、省資源やリサイクルを実践するための教材としても活用してきました。

しかし、ディーゼルエンジンコモンレールシステムの車両が増加し、古い型のディーゼル車が減少したことから B D F の使用範囲が狭まり、平成 22 年度より燃料化量及び給油量が減少しています。

また、平成 25 年 4 月 25 日より B D F の運用は停止しています。

(2)廃食用油回収量の推移 《開始時期：平成 11 年度から》

年度	回収量(ℓ)								
(平成)	拠点回収	ヶ所	公共施設回収	ヶ所	自治会回収	ヶ所	合計	燃料化	給油量
21年度	6,075	8	11,860	46	8,195	94	26,130	14,900	12,624
22年度	5,585	8	8,890	38	8,585	104	23,060	2,500	2,658
23年度	4,950	8	7,175	21	7,920	103	20,045	1,600	1,600
24年度	4,085	8	6,355	21	7,461	82	17,901	1,400	1,400
25年度	4,875	8	7,385	18	6,955	68	19,215	0	0

(3)施設

・精製プラント	(ミニプラントエルフ A 型)	1 基
幅		1,463mm
奥行き		866mm
高さ		2,648mm
重量		650kg
定価		480 万円 (消費税抜き)
・反応槽		1 槽
・分離槽		2 槽
・精製槽		1 槽
・廃食用油貯蔵タンク	(1,000ℓ)	7 基
・精製油給油装置		1 基
・処理能力		100ℓ／日
・敷地面積		24㎡

4. ごみ減量等市民啓発事業

(1)概要

環境を守り、快適な生活環境をつくり出すためには、使い捨てる意識をあらため、廃棄物発生の抑制、リサイクルの推進により限りある資源の有効利用を図り資源循環型社会を実現しなければなりません。

このためには、市民・事業者・行政がごみ問題の重要性を理解し、互いに協力して、それぞれの役割を果たすなど、ごみ問題に対する意識を高める啓発活動の取り組みがますます重要です。

(2)主な取り組み内容

1)広報紙への掲載

◆平成 25 年度掲載回数 18 回

2)地域リサイクル推進員の配置

平成 6 年 9 月から市民と市のパイプ役として、情報の発信源、市民の情報交換の場として地域リサイクル推進員 1 名を配置し、リサイクル情報誌（まる）の発行やエコショップの拡大と指導・啓発、また、ごみ処理施設の見学会や市民からのリサイクルの相談などの取り組みを行っております。

◆平成 25 年度情報誌発行回数 3 回発行部数 12,000 部

3)伊丹市保健衛生推進連合会の活動

昭和 41 年 5 月から健康で明るく住みよい町づくりをめざして地域の中心的な役割を担い、保健衛生・環境美化の実践活動を進めておられる保健衛生推進連合会には、全市的な一斉清掃を行う「環境美化推進の日」や「伊丹市ごみ減量等推進員（クリーンいたみ推進員）活動」等、様々なごみ問題を推進するための施策に協力を願っております。

4)FMいたみ・ケーブルTVでの放送・放映

FMいたみやケーブルTVを通して、ごみ問題に関する情報提供や啓発活動の取り組みを実施しております。

◆平成 25 年度 FMいたみ放送 2 本 90 回

5)環境ポスター・標語の募集

平成 3 年度から市内在住の小中学生を対象に環境問題をテーマとしたポスター・標語を募集し、環境問題に対する意識の向上を図るための取り組みを実施しております。

◆平成 25 年度応募総数 ポスター 2,588 点 標語 1,309 点

6)環境啓発冊子の作成

市内小学校 4 年生全員を対象に作成・配布しております。

◆平成 25 年度配布部数 2,200 部

7)環境カレンダーの作成

平成 10 年度より作成し、市内小中学校各学級及び希望する市民に配布しております。

◆平成 25 年度配布部数 2,800 部

8) リサイクルフェアの開催

平成 10 年度からエコロジーマーケット実行委員会によるリサイクル製品の展示・即売等が実施されております。

◆平成 25 年度 台風接近のため中止

9) ごみ減量啓発ビデオ「分けて減らそう！家庭のごみ」を市ホームページでインターネット公開。また、市民及び団体等へのビデオテープ、DVD の貸し出し及び「まちづくり出前講座」での放映。

5. 伊丹市ごみ減量等推進協議会事業

(クリーンいたみ推進協議会)

(1)概要

伊丹市ごみ減量等推進員の活動の効果的推進と本市におけるごみ減量・資源化のより一層の推進を図り資源循環型社会の構築をめざすため、伊丹市ごみ減量等推進協議会を平成9年6月1日に設置し、清潔で快適な生活環境を確保するための事業として取り組んでいます。

(2)推進協議会の活動内容

- 1) ごみ減量等推進員の活動状況に関すること。
- 2) ごみの分別と適正排出の指導・啓発方法に関すること。
- 3) 地域の環境美化活動に関すること。
- 4) ごみの減量化・資源化に関すること。
- 5) ポイ捨て・ごみ不法投棄の防止に関すること。

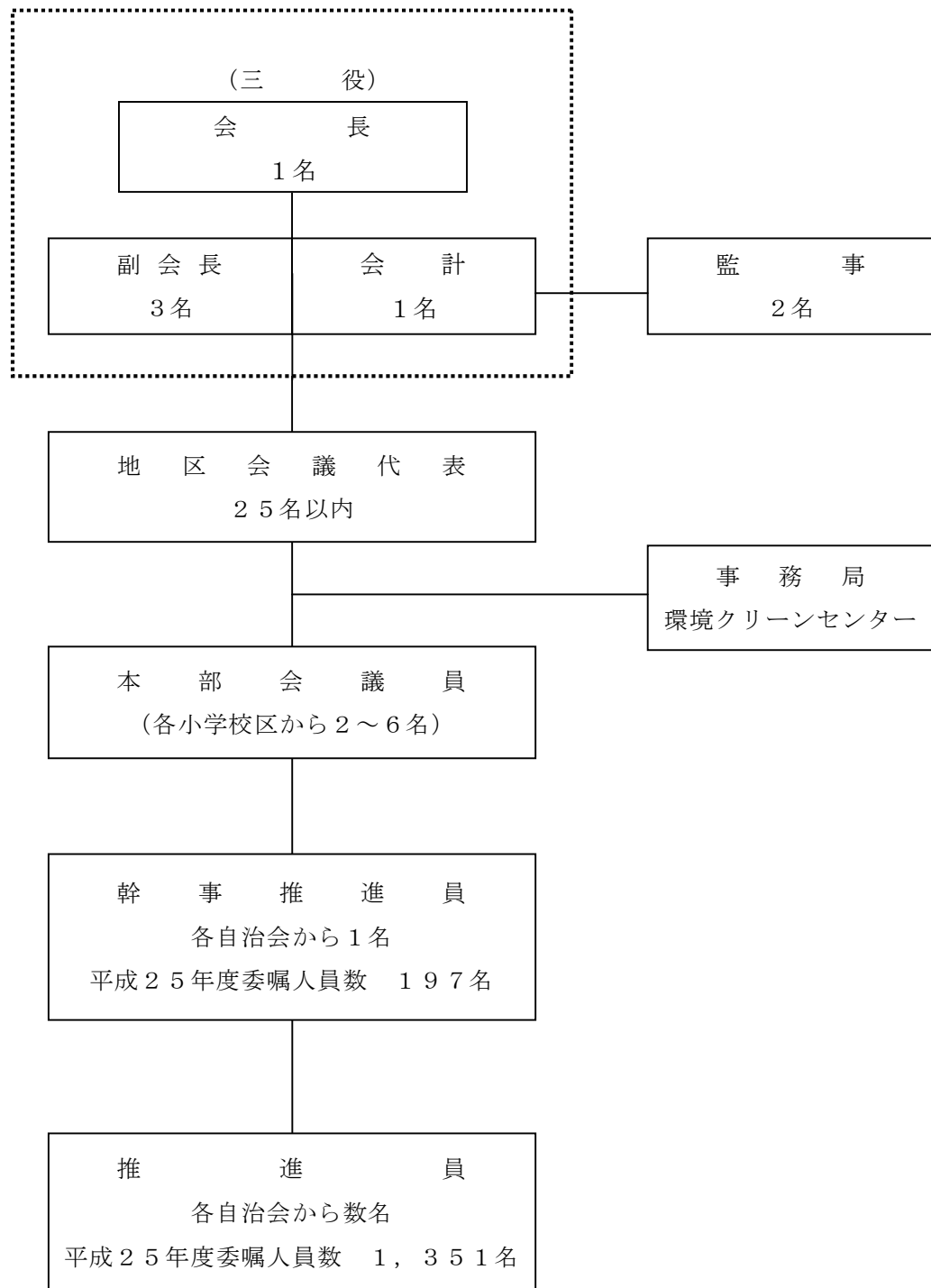
(3)推進員の活動内容

- 1) ごみの分別と正しい出し方の指導・啓発。
- 2) ごみの減量とリサイクル推進のための指導・啓発。
- 3) 集団資源回収・環境美化等の推進。
- 4) 不法投棄の監視・通報。
- 5) その他ごみの減量・資源化に係る市の施策への協力。

(4)推進協議会会議等の実施状況

	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
三 役 会	8回	8回	8回	7回	7回
本 部 会 議	3回	3回	3回	3回	3回
推 進 員 研 修 会	2回	2回	2回	2回	2回

(5)ごみ減量等推進協議会組織図
(クリーンいたみ推進協議会)



(6)事業系ごみの減量化啓発

多量排出事業所に対して、廃棄物減量計画書及び廃棄物管理責任者選任届の提出を義務付ける条例を施行し、提出を受けた減量計画書に基づきごみの排出指導を行いました。更に、事業系ごみを減量するために、古紙分別啓発チラシを作成し事業者に配布しました。

また、事業系ごみの適正処理を推進するため、豊中市伊丹市クリーンランド・豊中市・伊丹市の三者による合同搬入検査を行い、産業廃棄物の搬入規制など監視体制を強化しました。

(7)不法投棄防止対策

伊丹警察署、阪神北県民局、伊丹市が合同で、不法投棄防止啓発、情報交換等を実施しました。また、不法投棄防止重点地区（森本・岩屋・新幹線高架下）を中心に職員によるパトロール、不法投棄防止看板の設置等の啓発により不法投棄の防止に努めました。

第 7 章 し尿処理事業

1. 概説

現在し尿処理は、公共下水道、浄化槽、くみ取り便所の 3 つの方法で処理しています。

浄化槽については、使用者責任において法定検査（法第 11 条）、管理、清掃を的確に実施しなければ放流水による水質汚濁、悪臭など諸々の問題を生じ、環境を汚染する恐れがあるため、浄化槽担当職員による啓発及び、立入り検査による指導を行っています。

くみ取り便所については、平成 17 年度から業者委託（1 業者）により概ね月 2 回の収集を行っています。

平成 20 年度より、豊中市伊丹市クリーンランド新焼却炉建設の影響により、豊中市し尿処理施設閉鎖に伴い、豊中市のし尿・浄化槽汚泥を受け入れています。

2. し尿収集の推移

区 分 \ 年 度			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
人 口			195,865	196,068	197,094	197,395	197,619
世 帯 数			77,222	77,629	78,187	78,052	78,815
収 集 人 数 (人)			504	500	426	372	338
収 集 世 帯 (世帯)			198	211	156	147	134
し 尿	計画収集	収集量 (ℓ)	846,140	751,670	699,860	576,100	623,830
	臨時収集	収集量 (ℓ)	113,670	108,540	104,760	131,130	130,410
		収 集 回 数	408	413	391	466	451
	収集量 計 (ℓ)			959,810	860,210	804,620	707,230
浄化槽汚泥量 (ℓ)			613,000	544,110	424,130	388,790	481,900

※人口は総務課推計数値（10 月 1 日現在）

豊中市処理量	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25年度
し尿投入量 (ℓ)	478,000	536,700	421,300	472,280	489,980
浄化槽汚泥投入量 (ℓ)	242,000	249,610	236,460	237,610	181,630

3. し尿処理手数料

人 数 制 料 金	一 般 の 家 庭 に つ い て は 、 1 人 に つ き 月 額 300 円
従 量 制 料 金	一 般 の 家 庭 以 外 に つ い て は 180 ℓ に つ き 1,200 円 (一時的な事業活動のための臨時収集は1回につき3,500円加算)
浄 化 槽 汚 泥	1kℓにつき 1,000円

4. し尿処理手数料の推移

	平成10年以前	平成10年4月改正	平成19年4月改正
人 数 制 料 金	1 人 月 額 250 円	1 人 月 額 300 円	1 人 月 額 300 円
従 量 制 料 金 (臨時に収集するもの)	180 ℓ に つ き 950 円	180 ℓ に つ き 1,200 円 (1回につき2,500円加算)	180 ℓ に つ き 1,200 円 (1回につき3,500円加算)
浄 化 槽 汚 泥	1 kℓ に つ き 700 円	1 kℓ に つ き 1,000 円	1 kℓ に つ き 1,000 円

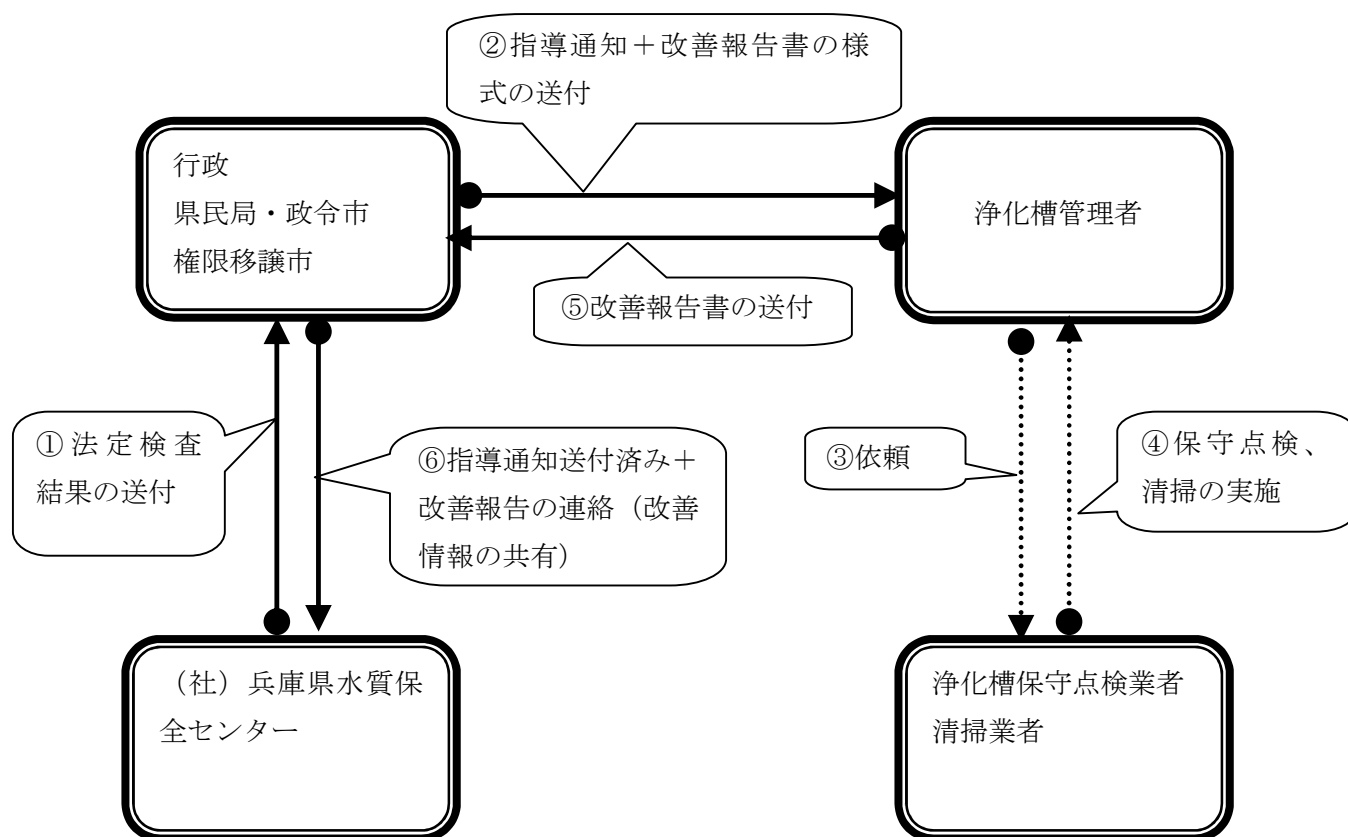
5. 浄化槽について

(1)概説

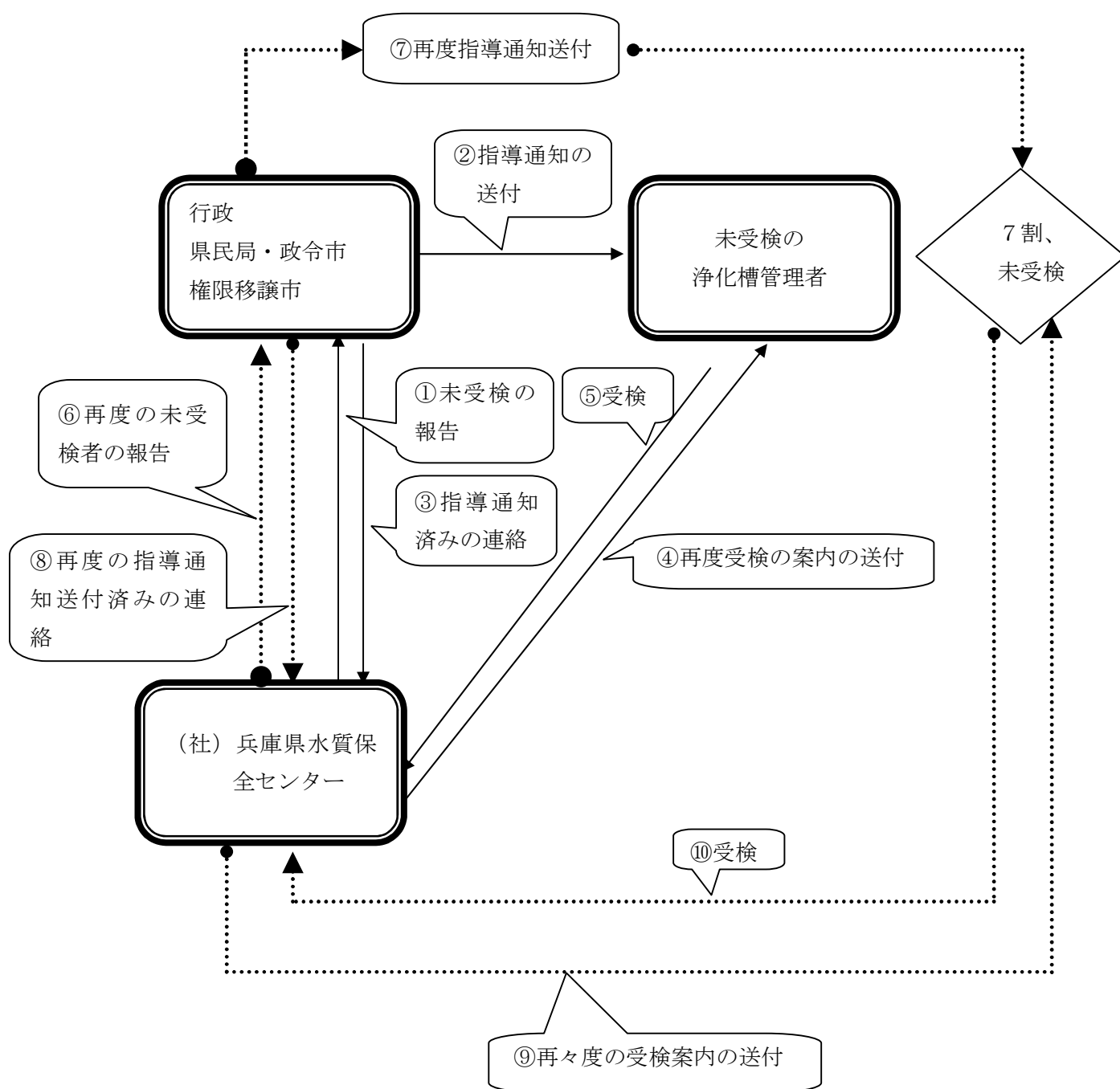
浄化槽法は、昭和 60 年 10 月 1 日に施行されて以来、関係法令の改正、水質汚濁防止の観点から、これまで幾度かの改正が行われてきましたが、平成 18 年 2 月 1 日の浄化槽法の改正により、浄化槽法の目的に公共用水域等の水質の保全が明記され法流水の水質基準が設定された他、法定検査が確実に行われ、法定検査に基づき行政が適切な指導監督を行えるようにするため、浄化槽管理者等への指導権限が強化されました。

この権限強化を踏まえて、兵庫県各県民局、政令市、権限移譲市（伊丹市他 7 市）では、平成 18 年度から、指定検査機関である（社）兵庫県水質保全センター（以下、「センター」と言う。）が実施する法定検査（浄化槽法 7 条及び第 11 条に規定）の結果に基づいて、センターと権限移譲市である当市と連携し、不適正判定を受けた浄化槽管理者及び法定検査の未受検者に対する指導を行っています。

(2)不適正判定を受けた浄化槽管理者に対する指導事務フロー図



(3)未受検者に対する指導事務フロー図



(矢印の説明)

→ : 実施

⋯→ : 追加された指導の流れ

(4)設置基数の推移

年 度	21年	22年	23年	24年	25年
設 置 基 数	253	230	230	186	161
立入検査基数	98	55	54	32	53

(5)容量別設置基数

①新構造基準適用

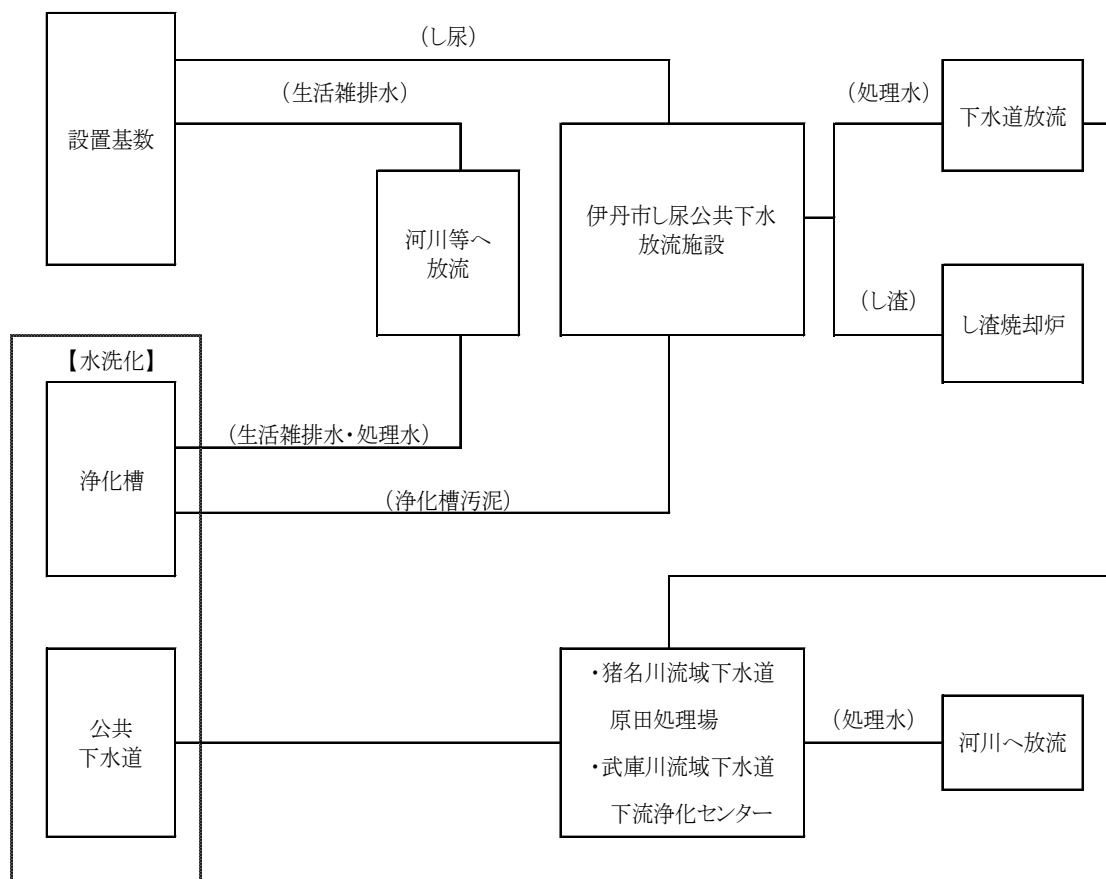
人槽 種類	5～10	11～20	21～50	51～100	101～ 200	201～ 300	301～ 500	計
単 独 処 理	49	10	22	3	1	0	1	86
合 併 処 理	7	1	3	1	0	0	0	12
計	56	11	25	4	1	0	1	98

②旧構造基準適用

人槽 種類	～20	21～ 100	101～ 200	計
単 独 処 理	60	3	0	63
合 併 処 理	0	0	0	0
計	60	3	0	63

浄化槽設置基数 合 計 ①+②	
単独処理	149
合併処理	12
合 計	161

(6)生活排水処理図



(7) 浄化槽法に関する事務権限の委譲事項

地方自治法第 252 条 17 の 2 第 1 項において、県知事はその事務の一部を市町村等に委譲できることとされていますが、浄化槽法に関する事務のうち下記項目について委譲します。

記

《伊丹市の委譲事項》

- ① 法第 5 条第 1 項・浄化槽の設置（変更）の届出の受理
- ② 法第 5 条第 2 項・浄化槽の設置（変更）の届出に係る勧告
- ③ 法第 5 条第 4 項の規定による設置届（変更届）の内容が相当であると認める通知
- ④ 法第 7 条第 2 項・設置後等の水質検査実施報告の受理
- ⑤ 法第 7 条の 2 第 1 項・設置後等の水質検査についての指導及び助言
- ⑥ 法第 7 条の 2 第 2 項・設置後等の水質検査を受けるべき旨の勧告
- ⑦ 法第 7 条の 2 第 3 項・設置後等の水質検査についての措置命令
- ⑧ 法第 10 条の 2 第 1 項・浄化槽の使用開始報告書の受理
- ⑨ 法第 10 条の 2 第 2 項・浄化槽技術管理者の変更報告書の受理
- ⑩ 法第 10 条の 2 第 3 項・浄化槽管理者の変更報告書の受理
- ⑪ 法第 11 条の 2・浄化槽の使用廃止の届出の受理
- ⑫ 法第 11 条の第 2 項・定期検査（第 11 条検査）実施報告の受理
- ⑬ 法第 12 条第 1 項・保守点検、清掃について助言、指導及び勧告
- ⑭ 法第 12 条第 2 項・保守点検、清掃について改善命令、使用停止命令
- ⑮ 法第 12 条の 2 第 1 項・水質の定期検査（第 11 条検査）の助言、指導
- ⑯ 法第 12 条の 2 第 2 項・水質の定期検査（第 11 条検査）を受けるべき旨の勧告
- ⑰ 法第 12 条の 2 第 3 項・水質の定期検査（第 11 条検査）についての措置命令
- ⑱ 法第 53 条第 1 項の規定による浄化槽管理者等に対する報告徴収
- ⑲ 法第 53 条第 2 項の規定による浄化槽管理者等への立入検査、質問

平成 25 年 4 月 5 日作成

第8章 水路清掃事業

1. 概説

水路内の雑草の繁茂、ごみのポイ捨てや不法投棄などによる水路の氾濫対策や悪臭、感染症の発生源の予防対策として、水路・側溝の清掃を実施し、市民の快適な生活環境を確保するため、計画的かつ効果的に水路清掃を実施しています。

収集した残土については、荻野残土置場に集積し、可燃ごみ、不燃ごみ、ガラ、土砂に分別し、可燃ごみ、不燃ごみについては定期的にクリーンランドで処分、ガラ、土砂については業者委託により処分しています。

2. 作業実績の推移

区 分			21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
高 圧 洗 浄 車	開 渠	件 数 (件)	283	283	290	287	233
		延 長 (m)	15,570	17,270	21,822	19,082	21,862
	暗 渠	件 数 (件)	15	15	8	36	8
		延 長 (m)	171	252	300	222	135
	管	件 数 (件)	6	12	5	8	7
		延 長 (m)	24	65	28	327	80
	作業量	4tバキューム (台)	173	184	213	218	179
		2tダンプ (台)	5	9	7	11	23
浚 渫	2m 以上	件 数 (件)	92	109	107	66	77
		延 長 (m)	9,384	9,604	9,062	5,082	5,500
	1m 以上	件 数 (件)	64	68	87	75	77
		延 長 (m)	6,135	5,517	6,204	6,062	6,087
	1m 未満	件 数 (件)	106	48	38	71	55
		延 長 (m)	10,242	4,565	3,387	5,477	4,460
	作業量	2tダンプ (台)	289	248	237	210	182
そ の 他	会 所	件 数 (件)	19	13	13	30	14
		箇 所 (所)	36	26	22	87	54
	ピット サイフォン	件 数 (件)	2	2	5	3	5
		箇 所 (所)	2	4	5	2	5

３．土砂等収集量の推移

区 分		21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
定期回収	件数 (件)	35	42	32	39	35
	収集量 (2t台)	42	52	34	43	33
スクリーン	件数 (件)	23	16	23	24	18
	収集量 (2t台)	29	21	24	31	22
不定期収集	件数 (件)	251	297	299	341	301
	収集量 (2t台)	37	48	48	43	34
自 治 会	件数 (件)	138	113	126	132	109
	収集量 (2t台)	76	72	81	74	65
水利組合	件数 (件)	44	50	47	51	56
	収集量 (2t台)	75	68	72	68	76

４．収集残土等処分量の推移

区 分		21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
土 砂	件数 (件)	26	1	1	1	1
	処分量 (t)	288	350	426	425	389
ガレキ	件数 (件)	3	2	2	2	1
	処分量 (t)	13	10	9	9	6
可燃ごみ	件数 (件)	52	53	49	48	45
	処分量 (t)	83	96	76	67	63
不燃ごみ	件数 (件)	11	10	10	11	6
	処分量 (t)	8	6	8	6	4

第9章 防疫事業

1. 概説

現在、日本全国にわたり、公衆衛生の向上や住宅構造の改善などにより、かつて流行のあった日本脳炎などの蚊が媒介する感染症は激減しています。

しかし海外での流行は依然として続いており、毎年多くの感染者が発生しています。そして近年、輸送手段の発達により、感染症流行地域から我が国への人や物資等を介した病原体の侵入が懸念されています。また、地球温暖化や都市のヒートアイランド現象等によって、これらの感染症をまん延させないため、市内の公共雨水枡を地図上に管理し、市内において、蚊が媒介する感染症発生時に、蚊の飛翔距離を考え発生地区四方の雨水枡幼虫対策を平常時においても対策を行っています。

2. 衛生害虫（相談・調査・駆除）業務

(1)蚊

世界には約3,000種類の蚊が知られています。そのうち、我が国では100種類、伊丹市内では主に、「アカイエカ」・「チカイエカ」・「ヒトスジシマカ」の3種類が見られます。これらの蚊は感染症（ウエストナイル熱、日本脳炎、マラリア、黄熱、デング熱、チクングニア熱など）を媒介する能力を保持している為、伊丹市内の道路側溝雨水枡を地図上にデータ管理し、発生源調査・駆除を行っています。

(2)ユスリカ

世界に約1万種類、日本においては約1千種類です。この種の成虫は「蚊」に似ていますが、動物に刺して吸血することはありません。しばしば河川や池の付近では蚊柱を立てたり、近隣住宅においては洗濯物を干せない窓を開けられない等、苦情が数多く寄せられています。これらの発生源は河川や池などで苦情対策としては生息調査をし、成長抑制剤を用いて幼虫駆除を行っています。しかしながら、圧倒的に水量と幼虫の数が多く薬剤散布については環境とのバランスもあり慎重に行っています。

(3)毛虫

各公共施設内の樹木に発生する毛虫の駆除を依頼により、行っています。

(4)セアカゴケグモ

日本では平成7年に大阪で初めて発見されました。伊丹市内においては、平成23年10月に正式に成虫個体が発見され、平成25年度では市内全域30件、成虫173匹、卵のう165個が発見され、成虫については薬剤散布し駆

除しました。卵のうについてはガスバーナーで焼却しました。

今後は、公共施設中心に定期的に生息調査をし、発見次第駆除及び焼却をします。

苦情があれば個別に対応し、それぞれの管理者又は所有者に対し駆除方法や生息場所などを説明し、近隣に住宅等があれば周辺調査を市で行います。

尚、生息数について県に報告義務があり、私有地も含めて発見すれば生息数を報告しています。

(5)蜂

スズメバチにつきましては、市職員が現場に向かい、その場の判断で容易に作業ができる場合は駆除しますが、作業が困難な場合は業者（有料）紹介になります。

足長蜂につきましては、比較的小となしい蜂なので、自己処理をして頂いていますが、高齢者等の方からの依頼については、出来る範囲で職員が駆除しています。

その他、衛生害虫等

各苦情相談に対し、電話相談または、現場調査等対応しています。

1) 駆除薬剤配布

家庭でハエ、蚊、ネズミ、ムカデなどの駆除用薬剤を下記の場所で無料配布しています。

- 環境クリーンセンター
- 伊丹市役所 本庁舎 3 階 生活環境課
- 神津支所
- 北支所
- 南支所
- 野間分室
- 人権啓発センター
- くらしのプラザ

3. 薬剤散布状況

使用薬剤	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
乳 剤 (ℓ)	234	806	1,044	558	572
油 剤 (ℓ)	36	198	54	108	72
粒 剤・錠 剤 (kg)	75	170	94	159	261
水 和 剤 (kg)	170	79	103	30	66

4. 駆除薬剤配布状況

薬 品 名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
フェントロチオン (500g/袋) (1.5%粉剤)	1,820	1,624	1,750	1,531	1,509
フェントロチオン (100mℓ/本) (10%乳剤)	1,731	1,777	1,897	1,888	1,869
殺 そ 剤 (25g/袋)	370	210	450	42	550

5. 害虫駆除状況

区 分	ユスリカ	毛 虫	ヤブ蚊	すずめ蜂等	その他	計
21年度	10	45	11	177	71	314
22年度	14	36	6	192	81	329
23年度	15	32	15	203	100	365
24年度	13	74	3	193	127	410
25年度	19	27	4	110	108	268

* 毛虫駆除件数には、学校等の件数は含まない。学校等 43 件

6. 空き地の適正管理指導業務について

(1) 概説

市民の方から、空き地に関する苦情（除草・樹木の伐採及び剪定・そ族昆虫の発生・不法投棄）を伊丹市環境保全条例に基づいて、空き地の所有者に対し管理指導を行います。

1) 伊丹市環境保全条例とは

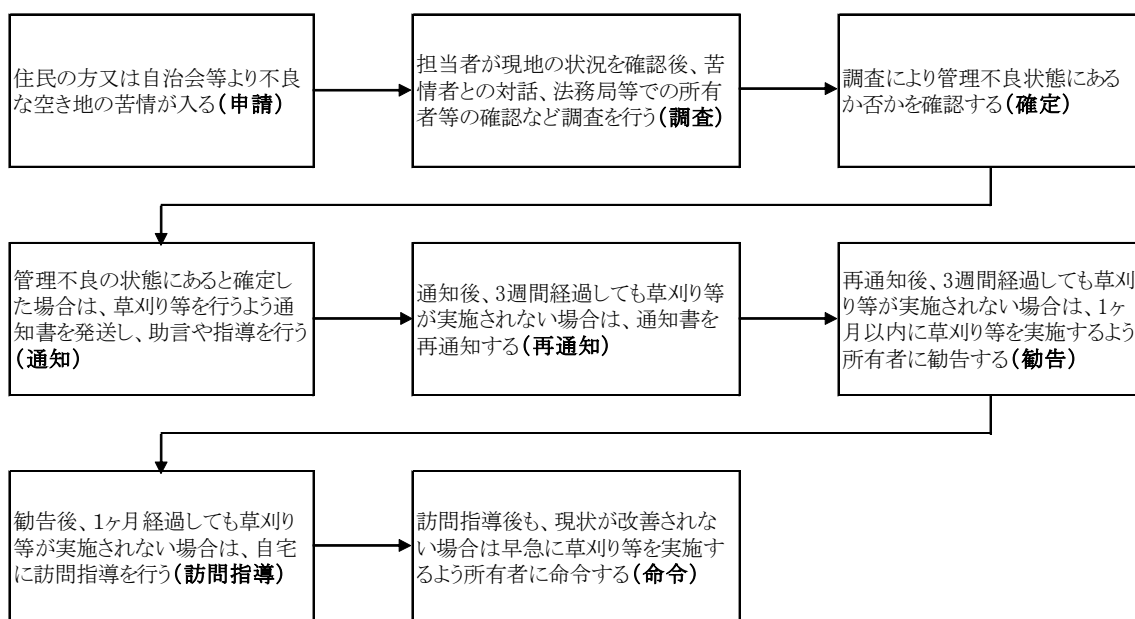
この条例は、伊丹市環境基本条例(平成15年伊丹市条例第3号)の理念にのっとり、公害防止のための規制その他の措置を講ずるとともに、生活環境と地球環境の保全および創造に関する施策を定めて推進することにより、市民の健康で文化的な生活を営むことのできる良好な環境を確保することを目的とする。

(空き地の適正管理等)

第65条 空き地の所有者、占有者または管理者は、当該空き地に繁茂した雑草、枯草または投棄された廃棄物を除去し、廃棄物の不法投棄を防止する措置を講ずる等付近住民の生活環境を害さないよう適正に管理しなければならない。

2 市長は、前項の規定に違反して付近住民の生活環境を著しく侵害している者があると認めるときは、その者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告し、または命令することができる。

(2) 指導フロー



(3) 苦情処理状況

種 類 \ 年 度	平成 24 年度		平成 25 年度	
	件 数	面 積 (㎡)	件 数	面 積 (㎡)
除 草	22	5,941	30	9,649
害 虫	1	—	1	457
不 法 投 棄	1	—	4	459
そ の 他	2	—	0	—
空 き 家	2	—	8	1,439
合 計	28	5,941	43	12,004

第 10 章 業者関係

1. ごみ収集委託業者(不燃・可燃大型・プラ容器包装含む)

業 者 名	所 在 地	電 話 番 号
(株)大 協	伊丹市北河原5丁目3番31号	072-771-0339
エアーポート企業(株)	伊丹市森本1丁目8番地の9	072-771-0335
泉興業(株)	尼崎市東七松町1丁目15番20号	06-6488-5005

2. びん・ペットボトル収集委託

業 者 名	所 在 地	電 話 番 号
伊丹市環境事業協同組合	伊丹市千僧2丁目167番地	072-777-2825

3. し尿・空き缶収集委託業者

業 者 名	所 在 地	電 話 番 号
伊丹市環境事業協同組合	伊丹市千僧2丁目167番地	072-777-2825

4. 古紙類・古着・空き缶回収

業 者 名	所 在 地	電 話 番 号
伊丹市エコリサイクル事業協同組合	伊丹市口酒井3丁目3番21号	072-772-4880

5. 一般廃棄物収集・運搬許可業者

業 者 名	所 在 地	電 話 番 号
(株)大協	伊丹市北河原5丁目3番31号	072-771-0339
エアーポート企業(株)	池田市空港2丁目368番地	072-771-0338
鍵本産業(株)	豊中市利倉2丁目12番35号	06-6323-0332
(株)ヤマサ環境エンジニアリング	西宮市西宮浜3丁目2番2号	0798-26-3555
泉興業(株)	尼崎市東七松町1丁目15番20号	06-6488-5005
阪神器化学(株)	西宮市今津水波町10番18号	0798-26-3374
(株)東洋工業所	尼崎市西立花町2丁目20番20号	06-6416-1341
(株)関西衛生工業所	伊丹市桑津1丁目1番12号	072-777-6966
(株)猪名川動物霊園	川辺郡猪名川町清水字前谷51番地の2	072-769-0339
(株)美濃ラボ	岐阜県海津市平田町今尾1195番地の1	0584-66-3657

6. 浄化槽清掃許可業者及び一般廃棄物(浄化槽汚泥)収集・運搬許可業者

業 者 名	所 在 地	電 話 番 号
(株)東洋工業所	尼崎市西立花町2丁目20番20号	06-6416-1341
阪神器化学(株)	西宮市今津水波町10番18号	0798-26-3374
泉興業(株)	尼崎市東七松町1丁目15番20号	06-6488-5005
(株)関西衛生工業所	伊丹市桑津1丁目1番12号	072-777-6966

7. 豊中市し尿収集運搬業務受託業者

業 者 名	所 在 地	電 話 番 号
豊中環境整備(株)	豊中市桜の町1丁目1番3号	06-6335-5125

8. 一般廃棄物(豊中市の浄化槽汚泥のみ)積卸許可業者

業 者 名	所 在 地	電 話 番 号
(株)セツリョウ	豊中市上新田1丁目24番M-101号	06-6871-3566
泉興業(株)	尼崎市東七松町1丁目15番20号	06-6488-5005
エスク三ツ川(株)	大東市三箇4丁目18番18号	072-871-1065
出口興産(株)	東大阪市柏田東町11番41号	06-6727-8481
(有)永田 清掃	松原市天美西2丁目4番38号	072-331-4600
桎木工業(株)	大阪市此花区梅町2丁目2番25号	06-6464-2300
柿本工業(株)	大阪市東住吉区中野1丁目14番24号	06-6702-2722
(株)百野工業所	大阪市浪速区日本橋西1丁目6番22号	06-6641-4197

第 1 1 章 参考資料

1. 伊丹市廃棄物の処理および清掃に関する条例

平成 4 年 10 月 2 日

条例第 33 号

注：平成 15 年 10 月から改正経過を注記した
伊丹市廃棄物の処理および清掃に関する条例(昭和 47 年伊丹市条例第 13 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この条例は、法令に定めのあるもののほか、本市における廃棄物の出の抑制およびその適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理ならびに清掃に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において「廃棄物」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。)第 2 条第 2 項に規定する一般廃棄物をいう。

(市民の責務)

第 3 条 市民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し市の施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第 4 条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、廃棄物処理施設を損傷するおそれのある製品、容器等については、自らの下取りによる回収を行い、製品、容器等の再利用による販売を行う等適正な措置を講じなければならない。

3 事業者は、前 2 項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し市の施策に協力しなければならない。

(市長の責務)

第 5 条 市長は、あらゆる施策を通じて廃棄物の排出を抑制し、再生利用を促進する等によりその減量を推進するとともに、廃棄物の適正な処理を図らなければならない。

(廃棄物減量等推進審議会)

第 6 条 本市における廃棄物の減量等に関する事項を審議するため、法第 5 条の 7 第 1 項の規定に基づき、伊丹市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

3 前 2 項に定めるもののほか、審議会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定め

る。

(平 15 条例 26 ・ 一部改正)

(清潔の義務)

第 7 条 土地または建物の占有者（占有者がいない場合には、管理者。以下「占有者」という。）は、常にその土地または建物の清掃をして清潔を保つように努めなければならない。

(一般廃棄物処理計画)

第 8 条 市長は、法第 6 条第 1 項に規定する一般廃棄物処理計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)を定めたときは、これを告示しなければならない。当該計画に大きな変更が生じたときも同様とする。

(占有者の義務)

第 9 条 占有者は、その土地または建物内の廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる廃棄物については、なるべく自ら処分するように努めるとともに、自ら処分しない廃棄物については、一般廃棄物処理計画に従い当該廃棄物を適正に分別し、保管する等市が行う廃棄物の収集、運搬および処分(以下「市の廃棄物処理」という。)に協力しなければならない。

2 占有者は、廃棄物を収納する容器について、廃棄物が飛散し、流出し、およびその悪臭が発散しないようにするとともに、当該容器および当該容器を持ち出しておく所定の場所を常に清潔にしておかなければならない。

3 市の廃棄物処理を受ける占有者は、当該処理を受けるに際して、次に掲げる物を排出してはならない。

- (1) 有毒性の物
- (2) 危険性のある物
- (3) 著しく悪臭を発する物
- (4) 法第 2 条第 3 項に規定する特別管理一般廃棄物
- (5) その他市の廃棄物処理に支障を及ぼすおそれのある物

(廃棄物処理の申出)

第 10 条 占有者は、臨時にまたは継続して市の廃棄物処理を受けようとするときは、別に定めるところにより、速やかに市長に申し出なければならない。

2 前項の廃棄物のうち、犬、猫等の動物の死体は、他の廃棄物と区別しておかなければならない。

(廃棄物減量計画の提出)

第 11 条 規則で定める規模以上の廃棄物を排出する事業者(以下「多量排出事業者」という。)は、その排出する廃棄物の再生利用等による減量に関する計画(以下「廃棄物減量計画」という。)を作成し、規則で定めるところにより、市長に提出しなければならない。廃棄物減量計画に大きな変更が生じたときも同様とする。

(平 21 条例 9 ・ 追加)

(廃棄物管理責任者の届出)

第 12 条 多量排出事業者は、その排出する廃棄物の減量に関する業務で規則で定めるものを行わせるため、廃棄物管理責任者を選任し、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。廃棄物管理責任者を変更したときも同様とする。

(平 21 条例 9 ・ 追加)

(指導および勧告)

第 13 条 市長は、多量排出事業者が第 11 条または前条の規定に違反していると認めるときは、当該多量排出事業者に対し、必要な指導を行うことができる。

2 市長は、前項の規定による指導を受けた多量排出事業者が、当該指導に従わないときは、期限を定めて、廃棄物減量計画の提出または廃棄物管理責任者の届出をすべき旨の勧告をすることができる。

(平 21 条例 9 ・ 追加)

(公表)

第 14 条 市長は、前条の勧告を受けた多量排出事業者が、正当な理由がなく当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(平 21 条例 9 ・ 追加)

(一般廃棄物処理の拒否の措置)

第 15 条 市長は、第 11 条の規定に違反したことにより第 13 条第 2 項の勧告を受けた多量排出事業者が、前条の規定によりその勧告に従わなかった旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくその勧告に従わなかったときは、その排出する廃棄物の処理の拒否に関し必要な措置を講ずることができる。

(平 21 条例 9 ・ 追加)

(多量の廃棄物)

第 16 条 法第 6 条の 2 第 5 項の規定による事業活動から生ずる多量のごみ、粗大ごみ等の廃棄物について、市長が、運搬すべき場所および方法を指示することができる範囲は、次のとおりとする。ただし、他の廃棄物とあわせて処理することができ、かつ、当該廃棄物の処理に支障のない範囲内の量とする。

(1) 1 日の平均排出量が 10 キログラム以上のもの

(2) 一時の排出量が 100 キログラム以上のもの

2 前項の規定にかかわらず、当該廃棄物で 1 日の平均排出量が 10 キログラム未満であっても、毎日または隔日に処理を必要とするものは、前項の廃棄物とみなす。

3 第 1 項に規定する廃棄物について、運搬すべき場所および方法を指示された者は、あらかじめ、破碎、圧縮等の適切な措置を講ずるように努めなければならない。

(平 21 条例 9 ・ 旧第 11 条繰下)

(廃棄物処理手数料)

第 17 条 市長は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 227 条の規定に基づき、市の廃棄

物処理に関し、次に掲げる廃棄物処理手数料を徴収する。

- (1) ごみ処理手数料
- (2) 死獣処理手数料
- (3) し尿処理手数料
- (4) 浄化槽等汚泥処分手数料

(平 21 条例 9・旧第 12 条繰下, 平 22 条例 11・一部改正)

(ごみ処理手数料)

第 18 条 ごみ処理手数料は、次に掲げるごみの処理に関して徴収するものとし、その額は、次の各号に掲げるごみの区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 日常生活に伴って一時に多量に生じたごみ(次号に規定する粗大ごみで一時に生じた数量が規則で定める数量以上のものを含む。)で、臨時の収集を要するもの 10 キログラムにつき 160 円の割合で計算して得た額。ただし、重量の認定が困難なときは、1 立方メートルにつき 4,800 円の割合で計算して得た額とする。
- (2) 日常生活に伴って生じた粗大ごみ(規則で定める大きさを超えるごみをいう。)で前号に該当しないもの 粗大ごみの種類ごとに 4,000 円以下で規則で定める額
- (3) 特定家庭用機器再商品化法(平成 10 年法律第 97 号)第 2 条第 5 項に規定する特定家庭用機器廃棄物 次に掲げる機械器具の種類ごとにそれぞれに定める額

ア ユニット形エアコンディショナー 1 台につき 2,500 円

イ テレビジョン受信機 1 台につき 2,500 円

ウ 電気冷蔵庫および電気冷凍庫 1 台につき 4,000 円

エ 電気洗濯機および衣類乾燥機 1 台につき 2,500 円

(平 24 条例 18・全改・一部改正)

(死獣処理手数料)

第 19 条 死獣処理手数料は、犬、猫等の動物の死体の処理に関して徴収するものとし、その額は、次のとおりとする。

種類		1 死体に係る額
犬	シェパードおよびこれに準ずる大型成犬	3,500 円(2,000 円)
	上記以外のもの	3,000 円(2,000 円)
猫その他の死獣		2,000 円(1,000 円)

備考 括弧書は、伊丹市営斎場へ持ち込んだ場合の額を表す。

(平 19 条例 20・一部改正, 平 21 条例 9・旧第 14 条繰下)

(し尿処理手数料)

第20条 し尿処理手数料(以下、この条において「手数料」という。)は、し尿の処理に関して徴収するものとし、その額は、次のとおりとする。

(1) 人数割制料金

一般の家庭については、人数割制とし、1人につき月額300円の割合で計算して得た額

(2) 従量制料金

一般の家庭以外のものについては、従量制とし、180リットルにつき1,200円の割合で計算して得た額(一時的な事業活動のために臨時に収集するものについては、当該額に収集1回につき3,500円を加算した額)

2 手数料の算定基礎となる世帯人員および排出量は、毎年4月1日現在の状態によって、市長が認定する。

3 4月2日以後に、転入等により新たに手数料の納付義務が発生した者には、その発生した月分から手数料を徴収する。この場合において、手数料の算定基礎となる世帯人員および排出量は、手数料の納付義務の発生した日の状態によって、市長が認定する。

4 4月2日以後に転出等により、手数料の納付義務が消滅した者には、その消滅した月分まで手数料を徴収する。

5 4月2日以後において、世帯人員に変更のあった場合は、その届出により第3項および前項の規定に準じて、市長が認定する。

(平19条例20・一部改正、平21条例9・旧第15条繰下)

(浄化槽等汚泥処分手数料)

第21条 浄化槽等汚泥処分手数料は、浄化槽の汚泥および建築物に設置された排水槽等の汚泥(し尿を含むものに限る。)の処分に関して徴収するものとし、その額は、1キロリットルにつき1,000円とする。

(平21条例9・旧第16条繰下、平22条例11・一部改正)

(廃棄物処理手数料の徴収方法)

第22条 廃棄物処理手数料の徴収に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平21条例9・旧第17条繰下)

(廃棄物処理手数料の減免)

第23条 市長は、次の各号の一に該当する者が申請したときは、廃棄物処理手数料を減免することができる。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定により生活扶助を受けている者

(2) 天災その他の災害を受けた者

(3) その他市長が特に必要があると認める者

(平21条例9・旧第18条繰下)

(廃棄物処理業等の許可申請および手数料)

第24条 法第7条第1項、第2項、第6項または第7項の規定により業として行う廃棄物の収集もしくは運搬または処分(以下「廃棄物処理業」という。)の許可を受けようとする者および法第7条の2第1項の規定により事業の範囲の変更の許可を受けようとする者ならびに浄化槽法(昭和58年法律第43号)第35条第1項の規定により浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、別に定めるところにより許可申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による許可を受けようとする者は、申請の際次の各号に掲げる許可申請手数料を納付しなければならない。

(1) 廃棄物処理業許可・変更許可申請手数料 1件につき 8,000円

(2) 浄化槽清掃業許可申請手数料 1件につき 8,000円

(3) 廃棄物処理業または浄化槽清掃業の許可更新または許可証の再交付の申請手数料 1件につき 5,000円

3 既納の許可申請手数料は、返還しない。

(平15条例26・一部改正、平21条例9・旧第19条繰下)

(報告の徴収)

第25条 市長は、事業者、廃棄物処理業の許可を受けた者および浄化槽清掃業の許可を受けた者から別に定めるところにより報告を求めることができる。

(平21条例9・旧第20条繰下)

(委任)

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平21条例9・旧第21条繰下)

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成4年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の伊丹市廃棄物の処理および清掃に関する条例(以下「旧条例」という。)の規定により徴収し、または徴収すべきであった廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。

3 前項に定めるものを除き、この条例の施行の日前に旧条例の規定に基づいて行われた手続等は、この条例中にこれに相当する規定があるときは、この条例の規定に基づいて行われた手続等とみなす。

付 則(平6年3月28日条例第11号)

(施行期日)

1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正前の伊丹市廃棄物の処理および清掃に関する条例の規定により徴収し、又は徴収すべきであったごみ処理手数料及び許可申請手数料については、なお従前の例による。

付 則(平成 10 年 3 月 27 日条例第 15 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正前の伊丹市廃棄物の処理および清掃に関する条例の規定により徴収し、又は徴収すべきであった死獣処理手数料、し尿処理手数料及び浄化槽汚泥処分手数料については、なお従前の例による。

付 則(平成 11 年 3 月 25 日条例第 6 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 11 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正前の伊丹市廃棄物の処理および清掃に関する条例の規定により徴収し、又は徴収すべきであったごみ処理手数料については、なお従前の例による。

付 則(平成 12 年 3 月 27 日条例第 12 号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 12 年 12 月 21 日条例第 55 号)

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 15 年 10 月 1 日条例第 26 号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 19 条第 1 項の改正規定中「第 4 項または第 5 項」を「第 6 項または第 7 項」に改める部分は、平成 15 年 12 月 1 日から施行する。

付 則(平成 16 年 3 月 26 日条例第 12 号)

この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 19 年 3 月 26 日条例第 20 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の伊丹市廃棄物の処理および清掃に関する条例第 15 条第 1 項第 2 号の規定は、平成 19 年 4 月 1 日以後に行われたし尿の処理に係るし尿処理手数料について適用し、同日前に行われたし尿の処理に係るし尿処理手数料については、なお従前の例による。

付 則(平成 21 年 3 月 27 日条例第 9 号)

この条例は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。ただし、第 13 条第 2 項第 3 号エの改正規定は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 22 年 3 月 30 日条例第 11 号)

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 24 年 3 月 28 日条例第 18 号)

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、同年 10 月 1 日から施行する。

2. 伊丹市廃棄物の処理および清掃に関する条例施行規則

昭和 47 年 4 月 1 日

規則第 21 号

注：平成 15 年 10 月から改正経過を注記した

伊丹市清掃条例施行規則(昭和 39 年伊丹市規則第 28 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、伊丹市廃棄物の処理および清掃に関する条例(平成 4 年伊丹市条例第 33 号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(廃棄物の処理の申込み手続等)

第 2 条 条例第 10 条第 1 項の規定により市の廃棄物処理を申し出ようとする者は、それぞれの次の各号に掲げる区分に従い、申込書を市長に提出しなければならない。

- (1) 継続して廃棄物の処理を受けようとするとき。廃棄物処理申込書(様式第 1 号)
- (2) 条例第 18 条第 1 号に規定する臨時の収集を要するごみの処理を受けようとするとき。臨時ごみ等処理申込書(様式第 2 号)
- (3) 条例第 18 条第 2 号に規定する粗大ごみの処理を受けようとするとき。粗大ごみ処理申込書(様式第 2 号の 2)
- (4) 動物の死体等の処理を受けようとするとき。動物の死体等処理申込書(様式第 3 号)
- (5) 臨時にし尿の処理を受けようとするとき。臨時し尿処理申込書(様式第 4 号)

2 前項第 1 号の申込書を提出した者で、次の各号のいずれかに該当する場合は、廃棄物処理変更届(様式第 5 号)を市長に提出しなければならない。ただし、第 1 号に該当する場合で、住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)に基づく住民異動届を提出した後当該変更届を提出しないときには、住民異動届を当該変更届とみなす。

- (1) 当該申込書の記載事項に変更があつた場合
- (2) 公共下水道または浄化槽による水洗便所使用のため、し尿処理の必要がなくなつた場合

(平 15 規則 37・平 24 規則 21・一部改正)

(多量排出事業者となる廃棄物の排出の規模)

第 3 条 条例第 11 条の規則で定める規模は、1 の事業所につき 1 月当たりの平均的な排出量が 5 トンであることとする。

(平 21 規則 16・追加)

(廃棄物減量計画の提出)

第 4 条 条例第 11 条前段の規定による廃棄物減量計画の提出は、毎年度(毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までをいう。)分について、事業所ごとに、廃棄物減量計画書(様式第 5 号の 2)により、当該年度の 5 月 31 日までに行わなければならない。

- 2 条例第 11 条後段の規定による廃棄物減量計画の提出は、変更の事由が生じた後速やかに廃棄物減量計画書により行わなければならない。

(平 21 規則 16・追加)

(廃棄物管理責任者)

第 5 条 条例第 12 条の廃棄物の減量に関する業務で規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 廃棄物減量計画の作成および実施に関すること。
- (2) 事業所内における廃棄物の適正な分別および排出に関すること。

- 2 条例第 12 条に規定する廃棄物管理責任者は、事業所内の廃棄物の管理について権限を有する者でなければならない。

- 3 条例第 12 条の規定による廃棄物管理責任者の届出は、廃棄物管理責任者選任(変更)届(様式第 5 号の 3)により、選任後速やかに行わなければならない。

(平 21 規則 16・追加)

(規則で定める粗大ごみの数量等および手数料の額)

第 6 条 条例第 18 条第 1 号の規則で定める数量は、6 個とする。

- 2 条例第 18 条第 2 号の規則で定める大きさは、一の粗大ごみについて、各辺の長さが、それぞれ 100 センチメートル、60 センチメートルおよび 50 センチメートルとする。

- 3 条例第 18 条第 2 号の規則で定める額は、粗大ごみの種類ごとに別表に定めるところとする。

(平 24 規則 21・追加)

(廃棄物処理手数料の徴収)

第 7 条 廃棄物処理手数料の徴収は、次の各号に定めるところにより行う。

- (1) 第 2 条第 1 項第 1 号の規定による申込書を提出した者に係るし尿処理手数料は、4 ヶ月分を一度に徴収するものとし、その納期限は、次のとおりとする。ただし、納期限が日曜日、土曜日または国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日にあたる場合は、これらの日の翌日を納期限とする。

人数割制

第 1 期(4 月分, 5 月分, 6 月分, 7 月分) 7 月 31 日

第 2 期(8 月分, 9 月分, 10 月分, 11 月分) 11 月 30 日

第 3 期(12 月分, 2 月分, 2 月分, 3 月分) 3 月 31 日

従量制

第 1 期(3 月分, 4 月分, 5 月分, 6 月分) 7 月 31 日

第 2 期(7 月分, 8 月分, 9 月分, 10 月分) 11 月 30 日

第 3 期(11 月分, 12 月分, 1 月分, 2 月分) 3 月 31 日

- (2) 第 2 条第 1 項第 2 号から第 5 号までの規定による申込書を提出した者に係るごみ処理手数料、死獣処理手数料およびし尿処理手数料は、その都度徴収するものとする。

る。

- 2 廃棄物処理手数料の徴収は納入通知書により行う。ただし、集金によることを妨げない。
(平 15 規則 37・一部改正, 平 21 規則 16・旧第 3 条繰下, 平 24 規則 21・旧第 6 条繰下・一部改正)

(納入通知書等)

第 8 条 前条の規定により廃棄物処理手数料を徴収しようとする場合は、次の各号の区分に従い、当該各号に掲げる様式による納入通知書または領収書を発行する。

(1) し尿処理手数料の納入通知書による場合 し尿処理手数料納入通知書兼領収証書(様式第 6 号または様式第 7 号)

(2) 前条第 1 項第 2 号の規定により徴収するごみ処理手数料および死獣処理手数料の集金による場合 臨時ごみ, 粗大ごみ, 死獣処理手数料領収書(様式第 8 号)

(平 15 規則 37・一部改正, 平 21 規則 16・旧第 4 条繰下, 平 24 規則 21・旧第 7 条繰下・一部改正)

(廃棄物処理手数料の減免)

第 9 条 廃棄物処理手数料の減免を受けようとする者は、廃棄物処理手数料減額(免除)の申請書(様式第 9 号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、減免を許可したときは、廃棄物処理手数料減額(免除)通知書(様式第 10 号)を前項の者に交付する。

(平 15 規則 37・一部改正, 平 21 規則 16・旧第 5 条繰下, 平 24 規則 21・旧第 8 条繰下)

(廃棄物処理業等の許可申請)

第 10 条 廃棄物処理業の許可を受けようとする者は、廃棄物処理業許可申請書(様式第 11 号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 法人にあつては会社定款の写および登記事項証明書

(2) 廃棄物の貯留槽, 埋立場, 焼却場, 積換場および車庫の所在地ならびにそれぞれの構造仕様書および付近の見取図

(3) 廃棄物処理業許可・変更許可申請調書(様式第 12 号)

(4) 作業計画書

(5) 前各号に掲げる書類のほか、市長が必要と認める書類

- 2 浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、浄化槽清掃業許可申請書(様式第 13 号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 法人にあつては会社定款の写および登記事項証明書

(2) 環境大臣の認定する講習会の課程を終了したことを証する書類の写

(3) 汚泥の貯留槽, 処理場, 車庫等の所在地ならびにそれぞれの構造仕様書および付近の見取図

(4) 浄化槽清掃業許可申請調書(様式第 14 号)

(5) 作業計画書

(6) 前各号に掲げる書類のほか、市長が必要と認める書類

- 3 第1項および前項の申請書の記載事項に変更があつたときは、直ちにその事項について理由を付して市長に届け出るとともに、市長の承認を得なければならない。

(平15規則37・平17規則13・一部改正, 平21規則16・旧第6条繰下, 平24規則21・旧第9条繰下)

(廃棄物処理業の変更許可申請)

第11条 廃棄物処理業の許可を受けた者が事業範囲の変更許可を受けようとするときは、廃棄物処理業事業範囲変更許可申請書(様式第15号)に、前条第1項第1号から第5号までに掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(平15規則37・全改, 平21規則16・旧第7条繰下, 平24規則21・旧第10条繰下)

(許可証の交付等)

第12条 市長は、廃棄物処理業もしくは浄化槽清掃業の許可または廃棄物処理業の事業範囲の変更許可をしたときは、当該許可に係る申請をした者に許可書(様式第16号)を交付する。

- 2 前項の許可証の交付を受けた者が、許可証を亡失またはき損したときは、許可証再交付申請書(様式第17号)を市長に提出するとともに、き損の場合については、当該許可証を添えて許可証の再交付を受けなければならない。

(平15規則37・一部改正, 平21規則16・旧第8条繰下, 平24規則21・旧第11条繰下)

(業務の開始届)

第13条 廃棄物処理業の許可を受けた者もしくは廃棄物処理業の事業範囲の変更許可を受けた者(以下「廃棄物処理業者」という。)または浄化槽清掃業の許可を受けた者(以下「浄化槽清掃業者」という。)が、当該業務を開始しようとするときは、廃棄物処理業務、浄化槽清掃業務開始届(様式第18号)を市長に提出しなければならない。

- 2 廃棄物処理業者または浄化槽清掃業者が、速やかに業務を開始できないときは、理由を付してその旨を市長に届け出るように努めなければならない。

(平15規則37・一部改正, 平21規則16・旧第9条繰下, 平24規則21・旧第12条繰下)

(休業および廃業届)

第14条 廃棄物処理業者または浄化槽清掃業者が、休業または廃業しようとするときは、その1月前までに廃棄物処理業、浄化槽清掃業廃(休)業届(様式第19号)に許可証を添えて、市長に届け出なければならない。

(平15規則37・一部改正, 平21規則16・旧第10条繰下, 平24規則21・旧第13条繰下)

(許可証の返還)

第15条 廃棄物処理業者または浄化槽清掃業者で第1号から第3号までの規定に該当するにいたつたものは、その日から7日以内に、第4号に該当するにいたつたものまたはその相続人もしくは清算人は、直ちにそれぞれその旨を市長に届け出るとともに当該許可証を返還しなければならない。

- (1) 廃棄物処理業許可証の有効期間が満了したとき。
- (2) 営業の許可を取り消されたとき。
- (3) 業務の停止を命じられたとき。
- (4) 廃業、休業または死亡したとき。

(平15規則37・旧第12条繰上、平21規則16・旧第11条繰下、平24規則21・旧第14条繰下)

(報告の徴収)

第16条 条例第25条の規定による報告は、廃棄物処理業務実績報告書(様式第20号)または浄化槽清掃業務実績報告書(様式第21号)によつて、速やかに行わなければならない。

(平15規則37・旧第13条繰上・一部改正、平21規則16・旧第12条繰下・一部改正、平24規則21・旧第15条繰下)

(細則)

第17条 この規則に定めるもののほか、廃棄物の処理および清掃に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平15規則37・旧第14条繰上、平21規則16・旧第13条繰下、平24規則21・旧第16条繰下)

付 則

- 1 この規則は、昭和47年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に改正前の伊丹市清掃条例施行規則により行なつた汚物処理申込み手続は、第2条の規定により行なつたものとみなす。

付 則(昭和48年3月9日規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和51年3月29日規則第14号)

- 1 この規則は、昭和51年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に、この規則による改正前の伊丹市廃棄物の処理および清掃に関する条例施行規則の規定により徴収し、または徴収すべきであつた手数料についてはなお従前の例による。

付 則(昭和52年2月28日規則第5号)

- 1 この規則は、昭和52年4月1日から施行する。ただし、昭和51年度第3期分のし尿処理手数料従量制料金については、12月分、1月分、2月分を徴収するものとし、昭和52年3月分は昭和52年度第1期分に繰入れる。
- 2 この規則の施行の日前に、この規則による改正前の伊丹市廃棄物の処理および清掃に関

する条例施行規則の規定により徴収し、または徴収すべきであつた手数料については、なお従前の例による。

付 則(昭和 53 年 4 月 1 日規則第 28 号)

この規則は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(昭和 61 年 3 月 29 日規則第 12 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の伊丹市廃棄物の処理および清掃に関する条例施行規則様式第 11 号および様式第 11 号の 2 の規定による用紙は、昭和 61 年 3 月 31 日までの間、なお使用することができる。

付 則(平成 4 年 10 月 31 日規則第 43 号)

この規則は、平成 4 年 11 月 1 日から施行する。

付 則(平成 6 年 3 月 29 日規則第 10 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の伊丹市廃棄物の処理および清掃に関する条例施行規則の規定により徴収し、又は徴収すべきであつた手数料については、なお従前の例による。

付 則(平成 12 年 3 月 27 日規則第 10 号)

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 12 年 12 月 22 日規則第 77 号)

この規則は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

付 則(平成 15 年 10 月 1 日規則第 37 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 1 この規則の施行の日前に、改正前の規則第 8 条の規定により交付されている許可証については、改正後の規則第 8 条に規定する許可証とみなす。

付 則(平成 17 年 3 月 25 日規則第 13 号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成 19 年 3 月 29 日規則第 24 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 21 年 3 月 31 日規則第 16 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。ただし、様式第 8 号の改正規定は、平

成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成 21 年度におけるこの規則による改正後の伊丹市廃棄物の処理および清掃に関する条例施行規則第 4 条第 1 項の規定による廃棄物減量計画の提出は、同項の規定にかかわらず、平成 21 年 6 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの分について、平成 21 年 6 月 30 日までに行うものとする。

付 則(平成 24 年 3 月 30 日規則第 21 号)

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第6条第3号)
粗大ごみ手数料

(単位 円)

種類	単位	手数料	種類	単位	手数料
学習机(スチール製)	1台	2,000	畳	1枚	700
学習机(木製)	1台	1,000	エレクトーン・電子ピアノ	1台	3,000
座敷机	1台	500	ミシン(足付)	1台	1,000
ダイニングテーブル	1台	500	アコーデオンカーテン	1枚	500
いす・アームチェア	1脚	500	車椅子(非電動)	1台	1,000
整理たんす	1棹	1,000	車椅子(電動)	1台	2,000
洋服たんす	1棹	1,000	スキー板	1式	500
食器棚	1台	1,000	スノーボード	1枚	500
本棚	1本	1,000	サーフボード	1枚	3,000
鏡台	1台	1,000	ウインドサーフィン用ボード	1艇	4,000
下駄箱	1台	1,000	マッサージチェア	1台	2,000
サイドボード・ローボード	1台	1,000	スチールロッカー	1台	1,000
テレビ台	1台	500	物置(解体したもの)	1台	3,000
カラーボックス	1台	500	波板	1枚	500
ソファベッド	1台	2,000	物干し竿	1本	200
ソファベッド(スプリング付)	1台	2,500	物干し台(コンクリート台を除く。)	1台	500
シングルベッド(マットレス付)	1台	3,000	パイプハンガー	1基	500
セミダブルベッド(マットレス付)	1台	3,500	電子レンジ台	1台	500
ダブルベッド(マットレス付)	1台	4,000	パソコンラック	1台	1,000
パイプベッド	1台	1,000	ベビーカー	1台	500
二段ベッド	1台	2,000			
ベビーベッド	1台	500			
介護ベッド	1台	2,000			
介護ベッド(モーター付)	1台	3,000			
ソファ(1人掛)	1脚	1,000			
ソファ(2人掛)	1脚	1,500			
ソファ(3人掛)	1脚	2,000			
マットレス シングル(スプリング付)	1枚	2,000			
マットレス セミダブル(スプリング付)	1枚	2,500			
マットレス ダブル(スプリング付)	1枚	3,000			
じゅうたん・ウッドカーペット	1枚	1,000			

備考 この表に掲げる種類以外の粗大ごみの手数料の額は、形状および容積等を勘案し、この表のうち類似する種類の粗大ごみの手数料の額と同額とする。

3. 空き地の適正管理に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、伊丹市環境保全条例(昭和46年伊丹市条例第5号。以下「条例」という。)第65条第2項の規定による空き地の適正管理に係る事務について必要な事項を定めるものとする。

(対象となる空き地)

第2条 空き地が次のいずれかに該当するときは、当該空き地を条例第65条第1項の規定に違反した空き地として、この要領を適用するものとする。

- (1) 空き地の約3割以上が高さ1メートル以上(建築物の存する土地に隣接する空き地にあつては、50センチメートル以上)の繁茂した雑草または枯草に被われているとき。
- (2) 当該空き地に繁茂した雑草または枯草のため、そ族昆虫が発生し、または、その虞があるとき。
- (3) 当該空き地に繁茂した雑草または枯草のため、火災、犯罪その他の事故の発生の虞があるとき。
- (4) 当該空き地に廃棄物が不法に投棄されているとき。

(通知)

第3条 市長は、当該空き地が前条各号のいずれかに該当する状態(以下「不良状態」という)の空き地であると認めるときは、当該空き地の所有者に対し、空き地の不良状態を改善し、適正に管理するよう様式第1号により通知するものとする。この場合において、所有者の住所が判明しないときは、当該空き地の占有者または管理者に対して通知するものとする。

2 前項の規定による通知後なお当該空き地の不良状態が改善されないときは、様式第2号による再通知をすることができる。

(勧告)

第4条 市長は、前条の規定による通知を行ってもなお当該空き地の不良状態が改善されていないと認めるときは、前条の規定により通知した者に対し、様式第3号により、必要な措置を講ずるよう勧告を行うものとする。

(命令)

第5条 市長は、前条の規定による勧告を行ってもなお当該空き地の不良状態が改善されていないと認めるときは、前条の規定により勧告を行ったものに対し、様式第4号により必要な措置を講ずるよう命令を行うものとする。

付 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

4. 伊丹市草刈機貸出し要綱

(目的)

第1条 この要綱は、伊丹市環境クリーンセンター（以下「センター」という。）の業務用の草刈機を市民等に貸し出すことにより、市民等が自主的に空き地の雑草を除去することを促進し、もって清潔な生活環境の保全を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 草刈機の貸出しを受けることができる者は、空き地（伊丹市環境保全条例第2条第17号（昭和46年伊丹市条例第5号）に掲げる空き地をいう。）の所有者、占有者又は管理者で、当該空き地の雑草・枯草の除去を行う者とする。

2 市長は、前項に規定する者のほか、市内の空き地等の雑草・枯草の除去（公益性を有すると市長が認めるものに限る。）を行う者に対しても、草刈機を貸し出すことができる。

(貸出期間)

第3条 草刈機の貸出期間は、貸出日から起算して7日を超えない期間とする。

(借用申請書の提出)

第4条 草刈機の借出しを受けようとする者は、草刈機借用申請書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

(貸出し)

第5条 市長は、草刈機借用申請書が提出されたときは、その内容を審査の上、貸出しの可否を決定し、その旨を当該申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により草刈機を貸し出す場合において、センターの業務上の都合により、申請書に記載された貸出し希望期間の一部について草刈機を貸し出すことができないときは、当該貸出し希望期間を短縮して貸し出すことができる。

(貸出料)

第6条 草刈機の貸出料は、無料とする。

(費用負担)

第7条 草刈機の使用に伴う燃料の負担は、草刈機の貸出しを受けた者（以下「借用者」という。）の負担とする。

(借用者の責務)

第8条 借用者は、草刈機を慎重かつ丁寧に取り扱いなければならない。

2 借用者は、草刈機の借用中において、借用者の責により草刈機の破損等が生じたときは、速やかにこれを原状回復し、又は市長が相当と認める額を賠償しなければならない。

3 借用者は、草刈機を第三者に転貸し、その他本要綱の趣旨に反した使用をしてはならない。

4 草刈機を使用中に事故が発生した場合については、借用者において一切の責任を負うとともに、速やかにセンターに連絡するものとする。

(返還)

第9条 借用者は、借り受けた草刈機を第3条の貸出期間内に返還しなければならない。

2 借用者は、やむを得ない理由で貸出期間内に草刈機を返すことができないときは、当該期間内にその旨をセンターに連絡しなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めのない事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(別記様式)

年 月 日

受付番号

伊丹市長 様

草 刈 機 借 用 申 請 書

私はこのたび下記の空き地の除草を行いますので、草刈機の貸出しを下記のとおり申請します。

記

1. 対象土地の所在

2. 貸出し希望台数及び期間

台 数	貸 出 期 間		備 考
台	貸出日	月 日	
	返却日	月 日	

草刈機の使用にあたっては、

1. 使用前には、必ず安全点検を行います。
2. 周囲に対しての十分な安全確保を図ります。
3. 万一の事故等に関しては、当方の責任において対処します。

以上の事を誓約の上、貸出しを申請します。

住 所

氏 名

印

電 話

受 付	貸 付	返却確認

5. 伊丹市ごみ減量等推進員設置要綱

(クリーンいたみ推進員)

(設 置)

第1条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第5条の8の規定に基づき、本市における一般廃棄物の減量・資源化をより一層推進するとともに、清潔で快適な生活環境を確保するため、伊丹市ごみ減量等推進員(以下「推進員」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進員は、自治会等と密接な連携を図りながら次に掲げる職務を行なう。

- (1) ごみの分別と正しい出し方の指導・啓発
- (2) ごみの減量とリサイクル推進のための指導・啓発
- (3) 集団資源回収・環境美化等の推進
- (4) 不法投棄等の監視・通報
- (5) その他ごみの減量・資源化に係る市の施策への協力

(委 嘱)

第3条 推進員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 各自治会から推薦された保健衛生推進委員、衛生委員のうち、ごみの減量・資源化の推進に関し理解と熱意を有する者
- (2) ごみの減量と資源化に理解と実践意欲のある者
- (3) 幹事推進員は、保健衛生推進委員のうちから推進員として選出された者とする。
- (4) 前項に規定する幹事推進員は、市との連絡調整及び推進員の中でのリーダー的な役割を行う。

(定 数)

第4条 推進員の定数は、不燃ごみステーションの数以内とする。

(任 期)

第5条 推進員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

(腕章等の貸与)

第6条 推進員は、その活動を行うときは市長が貸与する腕章等を着用しなければならない。

2 推進員を辞退したとき、又は次条の規定によりその職を解かれたときは、直ちに腕章等を返還しなければならない。

(解 任)

第7条 市長は、推進員が次の各号のいずれかに該当するときは、委嘱を解くことができる。

- (1) 自己の担当区域から転出したとき。
- (2) 委嘱条件に該当しない事由が生じたとき。
- (3) その他職務の遂行に耐えないと市長が認めたとき。

(会議等)

第8条 本市との連絡調整及び推進員相互の交流と活動効果を高めるため、会議及び研修会を開催する。

(庶務)

第9条 推進員に関する庶務は、伊丹市環境クリーンセンターで行う。

(細則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進員に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成9年6月1日から施行する。なお、平成9年度の任期は平成10年3月31日までとする。

付 則

この要綱は、平成15年6月18日から施行する。

6. 伊丹市ごみ減量等推進協議会設置要綱

(クリーンいたみ推進協議会)

(設 置)

第1条 伊丹市ごみ減量等推進員の活動の効果的推進と本市におけるごみ減量・資源化のより一層の推進を図り資源循環型社会の構築をめざすため、伊丹市ごみ減量等推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置する。

(組 織)

第2条 推進協議会は、伊丹市ごみ減量等推進員設置要綱（平成9年6月1日制定）に基づき設置されたごみ減量等推進員で組織する。

2 推進協議会の組織は、伊丹市ごみ減量等推進員本部会議（以下「本部会議」という。）と各地区ごみ減量等推進員会（以下「地区会議」という。）とで構成する。

3 本部会議は、幹事推進員のうち小学校区ごとに2名から6名ずつ選出された者及び市長が指名する推進員とで構成する。

4 地区会議は、小学校区毎に設置する。

5 地区会議は、小学校区内の幹事推進員と推進員で構成する。

(活 動)

第3条 推進協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) ごみ減量等推進員の活動状況に関すること。
- (2) ごみの分別と適正排出の指導・啓発方法に関すること。
- (3) 地域の環境美化活動の推進に関すること。
- (4) ごみの減量化・資源化に関すること。
- (5) ポイ捨て・ごみ不法投棄の防止に関すること。

(役 員)

第4条 推進協議会に次の役員を置く。

会 長	1名
副会長	5名
会 計	1名
地区会議代表	25名以内
監 事	2名

2 役員は、推進協議会の構成員の互選により決めるものとする。

3 会長・副会長・会計（以下「三役」という。）及び監事の選出は本部会議において幹事推進員の中から選出する。選出方法については別に内規で定める。

4 役員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

5 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 推進協議会に顧問を置くことができる。

(役員の職務)

第5条 会長は、協議会を代表し、会を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長指名する者がその職務を代行する。
- 3 会計は、推進協議会の会計を掌る。
- 4 地区会議代表は、地区会議を統括する。
- 5 監事は、本会の会計を監査し、本部会議において報告する。
- 6 顧問は、推進協議会の活動・運営に対し指導・助言することかできる。

(会議の開催)

第6条 本部会議は、必要に応じ会長が招集し、会長はその議長となる。

- 2 本部会議・地区会議の議事は、出席者の過半数で決定し、可否同数のときは、本部会議は会長が、地区会議は地区会議代表が決定する。
- 3 地区会議は、地区会議代表が招集し、地区会議代表が議長となる。

(事務局)

第7条 推進協議会の事務を処理するため、伊丹市環境クリーンセンターに事務局を置く。

(細 則)

第8条 この規定に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成9年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成10年11月11日から施行する。

